

越谷市の 障がい者 福祉ガイド

【令和5年4月1日現在】
(2023年)

■ ご利用上の注意

- ・記載内容は、目安を示すものです。詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。
- ・今後、制度の内容などが変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。

	問い合わせ内容	電話番号
18歳以上	障害福祉サービス事業所の指定、自立支援医療機関の指定、重度心身障害者医療、各障害者手当、福祉タクシー利用券・自動車燃料券に関する事等	障害福祉課 967-5137
	障害者手帳の取得、自立支援医療の申請、障害福祉サービス等の利用、障がい者個人の支援に関する事等	障害福祉課 963-9164
18歳未満	障害福祉サービス事業所の指定に関する事	子ども施策推進課 963-9165
	障がい福祉に関する事	子ども福祉課 963-9172



1	相談窓口……………	P3
2	障害者手帳……………	P9
3	障害福祉サービス……………	P13
4	児童福祉法のサービス……	P19
5	医療費等……………	P21
6	手当・年金・貸付……………	P26
7	日常生活の支援……………	P31
8	外出の支援……………	P48
9	社会参加の促進……………	P56
10	税の控除・減免……………	P60
11	公共料金の割引……………	P68
12	就労……………	P73
13	教育……………	P76
14	住宅……………	P79
	資料編……………	巻末

目次

◆主な制度・サービスの一覧表 1

第1章 相談窓口

市役所	3
生活に関する相談窓口（障がい者等相談支援事業委託相談支援事業所）	3
越谷市障害者虐待防止センター	4
埼玉県虐待通報ダイヤル	4
障害者差別の相談窓口	4
埼玉県総合リハビリテーションセンター	5
埼玉県高次脳機能障害者支援センター	5
埼玉県立精神保健福祉センター	5
埼玉県発達障害総合支援センター	5
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	6
埼玉県越谷児童相談所	6
越谷市児童発達支援センター	6
中川の郷療育センター	6
越谷市保健所（感染症保健対策課）	6
越谷市保健センター（健康づくり推進課）	6
越谷市社会福祉協議会	6
成年後見センターこしがや（越谷市社会福祉協議会）	6
医療的ケアが必要な方の相談先	7
埼玉県医療的ケア児等支援センター	7
障害者相談員	7
民生委員・児童委員	8
身体障害者補助犬に関する苦情の相談窓口	8
福祉保健オンブズパーソン制度	8

第2章 障害者手帳

身体障害者手帳の交付	9
療育手帳の交付	10
精神障害者保健福祉手帳の交付	11
手帳所持証明書の発行	12
発達障害者支援のための「サポート手帳」の配布	12
ミライID	12

第3章 障害福祉サービス

障害者総合支援法の概要	13
障害福祉サービス等の内容	14
障害福祉サービス等の利用のための手続き	15
障害支援区分	16
障害支援区分と利用できるサービス	16
障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ	17
高額障害福祉サービス等給付費	18

第4章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス	19
障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の内容	19

第5章 医療費等

自立支援医療費の給付	21
------------------	----

更生医療の給付	21
精神通院医療の給付	21
育成医療の給付	22
自立支援医療費受給者の費用負担	22
難病患者等に係る医療費助成制度	22
指定難病に係る医療給付制度	22
小児慢性特定疾病医療費給付制度	22
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	23
肝炎治療医療費助成	23
特定疾病	23
重度心身障害者医療費の支給	23
後期高齢者医療制度における障害認定	25
障がいの歯科診療	25

第6章 手当・年金・貸付

手 当	26
年 金	27
障害基礎年金（国民年金加入者）	27
特定障害者に対する特別障害給付金	27
障害厚生年金（厚生年金加入者）	28
埼玉県心身障害者扶養共済制度	29
貸 付	29

第7章 日常生活の支援

補装具の交付・借受け・修理	31
軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用助成	32
車いすの無料貸出し	32
紙おむつ等の配付	32
日常生活用具の給付	33
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	39
日中一時支援事業	39
障害児（者）生活サポート	39
在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」	40
訪問入浴サービス	40
訪問理美容サービス	41
生活ホーム	41
福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」	41
ふれあい収集	42
成年後見制度	43
救急医療情報キットの配布	43
市役所内 手話通訳タブレットの貸出し	43
ファックス 119 番	44
NET119 番	44
メール 110 番・ファックス 110 番	44
電話リレーサービス	44

越谷市災害時要援護者避難支援制度	45
障がい者災害時支援バンダナ	45
緊急時等の情報取得	46

第8章 外出の支援

移動支援事業	48
全身性・知的障害者介護人派遣事業	48
ガイドヘルパー派遣事業	49
福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成	49
福祉タクシー利用料金の助成	50
自動車燃料費の助成	50
自動車運転免許取得費の支給	50
埼玉県運転免許センター	50
自動車改造費の支給	51
福祉車両の貸出し	51
歩行困難な方の駐車許可証（駐車禁止規制除外標章）の交付	52
身体障害者補助犬	53
バリアフリーマップ	53
障がい者に関するマーク	53
ヘルプマーク・ヘルプカード	55

第9章 社会参加の促進

手話通訳者・要約筆記者の派遣	56
盲ろう者向け通訳・介護者派遣事業	56
障害者福祉センターこぼと館	56
録音図書等の貸出サービス等	57
資料の配送サービス	57
移動図書館	57
レファレンスサービス	57
電子図書館	58
埼玉点字図書館	58
「こしがや市議会だより」・「広報こしがや」CD版・点字版	58
青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）	58
電話お願い手帳	58
郵便等による不在者投票制度	59
郵便等による不在者投票における代理記載制度	59
投票所における代理投票	59
投票所における点字投票	59

第10章 税の控除・減免

所得税の障害者控除	60
市民税・県民税の障害者控除	60
市民税・県民税の非課税制度	60
相続税の障害者控除	61
特定障害者に対する贈与税の非課税	61
個人事業税	61
自動車税（環境性能割・種別割）の減免	62
軽自動車税（種別割）の減免	65
利子所得等の非課税に関する制度	66
所得税及び市民税・県民税の医療費控除	67

第11章 公共料金の割引

J R運賃の割引	68
私鉄運賃の割引	68

バス運賃の割引	68
タクシー運賃の割引	68
航空運賃の割引	69
有料道路通行料金の割引	69
N H K放送受信料の減免（衛星放送を含む）	70
N T Tの無料番号案内（ふれあい案内）	70
携帯電話料金の割引	70
郵便料金の減免	70
越谷市の公の施設使用料等の減額	71
埼玉県の公の施設の使用料及び利用料金の減免	72

第12章 就労

越谷市障害者就労支援センター	73
東部障がい者就業・生活支援センターみらい	73
越谷公共職業安定所（ハローワーク越谷）	73
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター草加）	74
国立職業リハビリテーションセンター	74
埼玉県立職業能力開発センター	74
東京障害者職業能力開発校	74
埼玉障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）	75
越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと	75

第13章 教育

教育センター（教育相談）	76
保育所・保育園・認定こども園・地域型保育・幼稚園	76
特別支援学級等	76
特別支援学校	77

第14章 住宅

重度身体障害者居宅改善整備費の支給	79
県営住宅の抽せんにおける優遇措置	79
市営住宅の抽せんにおける優遇措置	80
セーフティネット住宅	80

◆資料編◆

マイナンバーカード（個人番号カード）の使用について	1
身体障害者障害程度等級表	3
障害者総合支援法対象疾病（難病等）一覧	5
障害年金の障害等級表等	8
市内の施設	10

◆主な制度・サービスの一覧表（△は障がい種別・等級以外の要件があるため、各ページ参照）

制度 障がい種別		サービス			医療			手当等				補装具等		生活						
		障害福祉サービス	児童福祉法のサービス	自立支援医療(更生医療・精神通院)	自立支援医療(育成医療)	重度心身障害者医療費	後期高齢者医療(障害認定)	重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済	補装具の交付・修理	日常生活用具の給付	生活サポート	訪問入浴サービス	訪問理美容サービス	移動支援事業	福祉タクシー利用料金等の助成	
身体障がい者	視覚障害	1級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△		○	○
		2級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△		○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	○	△		○	
		4級	○	○	○	○						△		○	△	○	△		○	
		5級	○	○	○	○								○	△	○	△		○	
		6級	○	○	○	○								○	△	○	△		○	
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△		○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	○	△		○	
		4級	○	○	○	○						△		○	△	○	△		○	
		5級	○	○	○	○								○	△	○	△		○	
		6級	○	○	○	○								○	△	○	△		○	
		音声・言語・そしゃく機能障害	3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	○	△		○
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	4級	○	○	○	○	△	△				△		○	△	○	△		○	
		1級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○
		2級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	○	△		○	△
		4級	○	○	○	○	△	△				△		○	△	○	△		○	
		5級	○	○	○	○								○	△	○	△		○	
	内部障害	6級	○	○	○	○							○	△	○	△		○		
		1級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△		○	○
2級		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	○	△	○	△		○	○	
3級		○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	○	△		○		
知的障がい者	4級	○	○	○	○					△		○	△	○	△		○			
	④	○	○			△	△	△	△	○	○		○	○		△	○	○		
	A	○	○			△	△	△			○	○	○	○		△	○	○		
	B	○	○			△		△			○	○	○	○			○	○		
精神障がい者	C	○	○									○	○	○			○			
	1級	○	○	○		△	△	△	△			△	○	○			○	○		
	2級	○	○	○		△	△	△				△	○	○			○			
所得に応じた負担の有無	3級	○	○	○								○	○				○			
	所得制限の有無			○	○	○		○	○	○	○		○					○		
マイナンバーの確認	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○		○			
ページ	13	19	21	22	23	25	26	26	26	26	29	31	33	39	40	41	48	49		
備考	サービスにより、障害支援区分の認定が必要				18歳未満の児童に限る	65歳を超えて障がい者となった方は対象外	65歳～74歳の方のみ	他制度との制限あり。65歳を超えて障がい者となった方は対象外	同程度の状態にある方	同程度の状態にある方	同程度の状態にある方	同程度の状態にある方	介護保険優先	介護保険優先	18歳未満の児童は負担軽減あり	満15歳以上の方	理美容代金は自己負担		上肢3級は除く	

制度 障がい種別		生活							税金・公共料金											
		自動車運転免許取得費の支給	自動車改造費の支給	福祉車両の貸出し	歩行困難な方の駐車許可証	手話通訳者・要約筆記者の派遣	青い鳥郵便葉書	郵便等による不在者投票	所得税・市県民税の控除	自動車関係税の減免	J R 運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料		携帯電話料金の割引	市立施設使用料等の減額	県の公の施設の使用料の減免
																全額	半額			
身体障がい者	視覚障害	1級	○		△	○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		2級	○		△	○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		3級	○		△	○			○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		4級	○		△	△			○	△	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		5級	○		△				○		○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		6級	○		△				○		○	○	○	△	△	△	○	○	○	
	聴覚・平衡機能障害	2級	○		△	○	○		○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		3級	○		△	○	○		○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		4級	○		△		○		○		○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		5級	○		△		○		○		○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		6級	○		△		○		○		○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		音声・言語・そしゃく機能障害	3級	○		△				○	△	○	○	○	△	△		○	○	○
	4級		○		△				○		○	○	○	△	△		○	○	○	
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1級	○	△	△	○		○	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		2級	○	△	△	△		○	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
		3級	○	△	△	△				○	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		4級	○		△	△				○	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		5級	○		△					○	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		6級	○		△					○	△	○	○	○	△	△		○	○	○
	内部障害	1級	○		△	○		○	△	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○
2級		○		△	○		○	△	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
3級		○		△	○			△	○	○	○	○	○	△	△		○	○	○	
4級		○		△					○		○	○	○	△	△		○	○	○	
知的障がい者	④	○		△	○		○		○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
	A	○		△	○		○		○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
	B	○		△					○		○	○	○		△		○	○	○	
	C	○		△					○		○	○	○		△		○	○	○	
精神障がい者	1級	○		△	○				○	△		△		○		△	△	○	○	○
	2級	○		△					○			△		○		△		○	○	○
	3級	○		△					○			△		○		△		○	○	○
所得に応じた負担の有無				△																
所得制限の有無			○	△												○				
マイナンバーの確認										△										
ページ		50	51	51	52	56	58	59	60	62	68	68	68	69	69	70	70	70	71	72
備考		第1種普通免許に限る		車いす利用者	歩行困難な方			障がい種別に制限有り		軽自動車税の場合、申請にマイナンバーの確認あり		手帳に顔写真添付			住民税非課税世帯	平衡機能障害を除く				

第1章 相談窓口

市役所

〈窓口〉障害福祉課（18歳以上） 第三庁舎1階 TEL 967-5137、963-9164 FAX 963-9171
 子ども福祉課（18歳未満） 第二庁舎2階 TEL 963-9172 FAX 963-3987

障がいのある方のさまざまな相談に応じ、必要な援護や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する相談や受付、日常生活又は社会生活を送るための障害福祉サービスなどの相談をお受けしています。

〈窓口〉こころの健康支援室（保健所 保健総務課）第三庁舎1階 TEL 963-9214 FAX 963-9171
 不眠、うつ状態、アルコールや薬物等の不適切な使用等、こころの健康問題、ひきこもり等で困りの本人や家族からの相談をお受けしています。

〈窓口〉生活自立相談「よりそい」 第三庁舎2階 TEL 963-9212
 失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などでお困りの方からの相談を受け、自立に向けた継続的な支援を行います（生活保護受給中の方は除きます）。

〈窓口〉なんでも相談窓口 本庁舎1階 TEL 963-9150
 なんでも相談窓口 北部出張所（北部市民会館内） TEL 978-4141（※要予約 月曜～金曜日）
 担当窓口がわからない場合など、内容に応じて関係窓口をご案内しています。

生活に関する相談窓口（障がい者等相談支援事業委託相談支援事業所）

在宅の障がい者やその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介、他機関との連絡調整等を行い、障がい者及びその家族の地域生活を支援します。

地区名・施設名 受託法人	施設所在地	電話番号 FAX番号	担当地区	
			行政区	住所地
＜北部地区＞ 越谷市北部 障がい者等相談 支援センター	越谷市大字恩間 181番地1 北部市民会館内	電話番号 048-999-6015 FAX番号 048-976-6160	桜井 大袋	大里、下間久里、上間久里、大泊、平方、平方南町、千間台東1～4丁目、恩間、大竹、大道、三野宮、恩間新田、袋山、大林、大房、千間台西1～6丁目
＜受託法人＞ 特定非営利活動法人 合	開所日：月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く） 開所時間：8時30分～17時15分			
＜東部地区＞ 越谷市東部 障がい者等相談 支援センター	越谷市大字増林 6042番地1	電話番号 048-999-6551 FAX番号 048-969-7001	新方 増林 大沢 越ヶ谷	弥十郎、大吉、向畑、北川崎、大杉、大松、船渡、弥栄町1～4丁目、大字花田、大字増林、大字増森、大字中島、東越谷1～10丁目、中島1～3丁目、増林1～3丁目、増森1～2丁目、花田1～7丁目、大沢、大沢1～4丁目、東大沢1～5丁目、越ヶ谷、越ヶ谷1～5丁目、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、赤山町1～2丁目、宮前1丁目、赤山本町
＜受託法人＞ 社会福祉法人 平徳会	開所日：月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く） 開所時間：8時30分～17時15分			
＜南部地区＞ 越谷市南部 障がい者等相談 支援センター	越谷市蒲生旭町 8番3号	電話番号 048-945-6144 FAX番号 048-945-7449	蒲生 川柳 大相模	大字蒲生、瓦曾根1～2丁目、南越谷1丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生西町1～2丁目、蒲生1～4丁目、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町1～3丁目、伊原1～2丁目、川柳町1～5丁目、大字西方、相模町1～7丁目、大成町1～2丁目、大成町6～8丁目、東町1～3丁目、東町5丁目、流通団地1～4丁目、西方1～2丁目、レイクタウン1～9丁目
＜受託法人＞ 特定非営利活動法人 結	開所日：月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く） 開所時間：8時30分～17時15分			
＜西部地区＞ 越谷市西部 障がい者等相談 支援センター	越谷市七左町 4丁目100番地4	電話番号 048-985-3386 FAX番号 048-985-6683	荻島 出羽 北越谷 南越谷	野島、小曾川、砂原、南荻島、西新井、長島、北後谷、宮本町1～5丁目、神明町1～3丁目、谷中町1～4丁目、七左町1丁目、七左町4～8丁目、大間野町1～5丁目、新川町1～2丁目、新越谷1～2丁目、北越谷1～5丁目、瓦曾根3丁目、南越谷2～5丁目、蒲生西町、東柳田町、元柳田町、赤山町3～5丁目
＜受託法人＞ 医療法人 秀峰会	開所日：月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く） 開所時間：8時30分～17時15分			

〈窓口〉施設等での虐待の場合

障害福祉課（18歳以上） 第三庁舎1階 TEL 967-5137 FAX 963-9171
 子ども施策推進課（18歳未満） 第二庁舎2階 TEL 963-9165 FAX 963-3987

〈窓口〉養護者等からの虐待の場合

障害福祉課（18歳以上） 第三庁舎1階 TEL 963-9164 FAX 963-9171
 子ども福祉課（18歳未満） 第二庁舎2階 TEL 963-9172 FAX 963-3987
 月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く） 8時30分～17時15分

※ 時間外の時は下記に記載のある『埼玉県虐待通報ダイヤル』へ通報してください。

◆障がい者虐待の定義

障がい者虐待とは、①養護者（世話をしている家族等）、②障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等の従事者等、③使用者（雇用主）による虐待のことをいいます。障害者虐待防止法では、虐待を受けた疑いがある障がい者を発見した人の通報する義務を定めています。

※ 生命に危険があるなど、緊急の場合には、警察（110番）へ通報してください。

◆対象となる障がい

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害、高次脳機能障害を含む）のある人やその他の心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方が対象となります。

◆障がい者虐待の種類

障がい者虐待には5つの種類があります。これらが重なって起こることもあります。虐待の予防や早期発見のために、小さな異変を見逃さないことが大切です。

身体的虐待	身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
性的虐待	無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放置 （ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使ったり、取り上げたりすること。また、理由なく金銭を与えないこと。

埼玉県虐待通報ダイヤル

〈窓口〉埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当 TEL 048-830-3391 FAX 048-830-4801

◆埼玉県虐待通報ダイヤル 『#7171』

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合 フリーダイヤル 0120-80-7171

※ つながらない場合は TEL 048-762-7533

※ 児童・高齢者・障がい者虐待の全てに24時間365日受付・対応しています。

障害者差別の相談窓口

〈窓口〉施設等での差別の場合

障害福祉課（18歳以上） 第三庁舎1階 TEL 967-5137 FAX 963-9171
 子ども施策推進課（18歳未満） 第二庁舎2階 TEL 963-9165 FAX 963-3987

〈窓口〉養護者等からの差別の場合

障害福祉課（18歳以上） 第三庁舎1階 TEL 963-9164 FAX 963-9171
 子ども福祉課（18歳未満） 第二庁舎2階 TEL 963-9172 FAX 963-3987
 月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く） 8時30分～17時15分

障がいのある方やその家族等の方で、差別に関する相談のある方は、上記の窓口までご相談ください。

埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1 TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

主に 18 歳以上の身体障がい、知的障がいのある方及びその家族からの、専門的な知識や技術を必要とされる相談（更生相談）をお受けしています。

※ まずは、障害福祉課（18 歳以上）、子ども福祉課（18 歳未満）にご相談ください。

埼玉県高次脳機能障害者支援センター

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）

TEL 048-781-2236 FAX 048-725-5501 月曜～金曜日 9 時～17 時（年末年始、祝日を除く）

高次脳機能障害のある方、その家族、関係機関からの医療、福祉サービスの利用、復職や就学、日常生活での困りごと等、総合的な相談をお受けしています。

また、下記の医療機関で、埼玉県高次脳機能障害者支援センターの委託により、高次脳機能障害のある方、その家族、関係機関からの相談を電話でお受けしています。

※ 電話が繋がらない場合は時間を空けて再度ご連絡をお願いします。

・医療法人光仁会 春日部厚生病院 〒344-0063 春日部市緑町 6-11-48

TEL 080-8181-4148（相談専用） 月曜～金曜日 9 時～17 時（年末年始、祝日を除く）

・医療法人真正会 霞ヶ関南病院 〒350-1173 川越市安比奈新田 283-1

TEL 049-232-1313（代表） 月曜～金曜日 9 時～17 時（年末年始、祝日を除く）

埼玉県立精神保健福祉センター

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

〈電話相談〉埼玉県こころの電話 TEL 048-723-1447

受付時間：平日 9 時～17 時（年末年始、祝日を除く）

こころの健康や悩みに関する相談を本人と家族からお受けしています。

※ 先に相談されている方がいると、お話し中になります。時間を置いておかけ直してください。

〈電話相談〉精神科救急情報センター TEL 048-723-8699

受付時間：平日 17 時～翌 8 時 30 分 土・日・祝日 8 時 30 分～翌日 8 時 30 分

夜間・休日において精神疾患を有する方やそのご家族などからの緊急的な精神医療相談をお受けしています。相談内容から、適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

※ 非通知設定の電話はつながりませんので、番号を通知できる電話でおかけください。

埼玉県発達障害総合支援センター

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関 3 階

TEL 048-601-5551 FAX 048-601-5552

受付時間：月曜～金曜日 9 時～12 時 13 時～16 時（年末年始、祝日を除く）

発達障がいのある 18 歳までの子どもとご家族からの電話相談をお受けしています。

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

〒350-0813 川越市平塚新田東河原 201-2 TEL 049-239-3553 FAX 049-233-0223

19歳以上の発達障がいのある方、その家族、関係機関からの相談をお受けしています。診断の有無を問わずご利用できますが、医療機関ではないため、診断や診療等を行うことはできません。

埼玉県越谷児童相談所

〒343-0033 越谷市恩間 402-1 TEL 975-4152 FAX 977-3200

18歳未満の子どもに関して、家族などからの相談を受け、必要に応じて医学・心理学等による検査等を行い、これらに基づいた助言指導や施設入所等の手続きを行っています。

越谷市児童発達支援センター

〒343-0011 越谷市増林 5827-1 TEL 940-5951

発達に支援が必要なお子さんを対象に、日常生活の基本的動作や集団生活の適応訓練などの療育を行います。また、お子さんの発達に応じた相談ができるほか、どなたでも自由に使えるおもちゃ図書室もあります。※ 来所相談は予約制となりますので、あらかじめ電話でお申し込みください。

中川の郷療育センター

〒343-0116 北葛飾郡松伏町大字下赤岩 222 TEL 048-992-2701 FAX 048-992-2702

重度の知的障がいと肢体不自由の重複する寝たきりなどの状態にある児童等や発達障がいのある児童等の診療や療育を行っています。

越谷市保健所（感染症保健対策課）

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31 TEL 973-7531 FAX 973-7534

難病、小児慢性特定疾病、感染症に関する相談をお受けしています。

越谷市保健センター（健康づくり推進課）

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31 TEL 960-1100 FAX 967-5118

保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士による健康相談や訪問指導、予防接種などの相談をお受けしています。

越谷市社会福祉協議会

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2階 TEL 966-3411 FAX 966-7195

福祉に関する情報の提供や相談のほか、生活資金の貸付けなどの相談をお受けしています。

また、福祉車両や車椅子の貸出しの相談などもお受けしています。

成年後見センターこしがや（越谷市社会福祉協議会）

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階 TEL 966-2281

高齢者や、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方などの権利と財産を守るため、家庭裁判所が選任した後見人が、本人の財産管理や契約、契約の取消し、介護、医療へのサポート等を行う成年後見制度の利用に関する相談をお受けしています。また、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用に関する相談もお受けしています。

医療的ケアが必要な方の相談先

在宅における医療的ケアが必要な方やその家族を支えるため、かかりつけ医療機関のほか、下記の相談先があります。

〈窓口〉 障害者手帳の取得・サービス利用など	障害福祉課（18歳以上）	子ども福祉課（18歳未満）
小中学校に関すること	教育センター	TEL 962-9300
保育所に関すること	保育入所課	TEL 963-9167

また、埼玉県では、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、医療機関等に配置しています。詳細は、下記の埼玉県ホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/library-info/iryotekikeajitoushien.html>

埼玉県医療的ケア児等支援センター

〈窓口〉 埼玉県医療的ケア児等支援センター（県センター）

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2

埼玉県立小児医療センター南玄関 3F 埼玉県発達障害総合支援センター内

TEL 048-857-1001

受付時間：月曜～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始、祝日を除く）

〈窓口〉 埼玉県医療的ケア児等支援センター（地域センター「かけはし」）

〒350-0844 川越市鴨田 1930-1 （福）埼玉医大福祉会 医療型障害児入所施設 カルガモの家

TEL 049-225-5770

受付時間：月曜～金曜日 9時～17時（年末年始、祝日を除く）

人材育成や他機関調整などを担う「県センター」と、相談窓口や市町村支援などを担う「地域センター」の二層体制により、医療的ケア児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。

障害者相談員

〈窓口〉 障害福祉課

市から委嘱された方が、障がいのある方や家族からの相談をお受けします。

身体障害者相談員

相談員氏名（ふりがな）	相談区分	TEL
松 澤（まつざわ） 相談員	聴覚・視覚	976-5607
宮 崎（みやざき） 相談員	全般	976-8835
住 田（すみた） 相談員	全般	090-3218-2582
藤 田（ふじた） 相談員	内部	978-8986
望 月（もちづき） 相談員	聴覚	975-9600（FAX）
山 崎（やまざき） 相談員	視覚	979-1818

知的障害者相談員

相談員氏名（ふりがな）	TEL
山 崎（やまざき） 相談員	966-5837
尾ヶ井（おがい） 相談員	975-6743
高 野（たかの） 相談員	090-2930-3663
宇田川（うだがわ） 相談員	976-5166

民生委員・児童委員

〈窓口〉福祉総務課 第三庁舎2階 TEL 963-9320 FAX 963-9174

「民生委員・児童委員」は高齢者や障がいのある人、子育て中の人などが地域で安心して暮らせるよう支援しているボランティアです。地域の困っている人と相談の専門機関や官公庁等をつなげることが基本的な役割になります。なお、民生委員・児童委員には担当区域があります。

また、主任児童委員は、児童福祉に関することを主体に活動しています。

身体障害者補助犬に関する苦情の相談窓口

〈窓口〉障害福祉課

身体障がい者や施設等を管理する方からの身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の相談をお受けします。

福祉保健オンブズパーソン制度

〈窓口〉福祉総務課 第三庁舎2階 TEL 963-9320 FAX 963-9174

福祉保健オンブズパーソンは、市の機関又は事業者が行う福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ります。福祉保健サービスとは、障がい者や高齢者・児童等に対する福祉サービスの提供、補助金や手当などの給付、施設入所の措置等を指し、医療行為は除きます。

第2章 障害者手帳

身体障害者手帳の交付

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

身体障害者手帳は、身体に障がいがあり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障がいに該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◆対象となる障がい

手帳	障がい区分	障がい等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	聴覚障害	2～4・6級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級
	肢体不自由	1～6級
	内部障害	心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

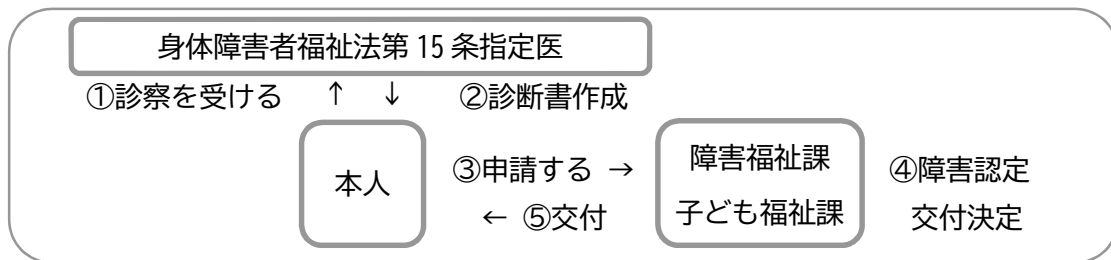
身体障害者手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適応されるものです。（「第11章 公共料金の割引」・「資料編 身体障害者障害程度等級表」 参照）

◆手帳の交付を受けるには

次の書類等を添えて申請してください（本人が15歳に満たない時は、その保護者が申請します）

- (1) 診断書（障害福祉課または子ども福祉課にある所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの。越谷市公式ホームページからダウンロードできます。）
- (2) 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
- (3) マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※ 持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

◆身体障害者手帳が交付されるまで



◆手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- ① 住所が変わった時..... 手帳
- ② 氏名が変わった時..... 手帳、写真1枚
- ③ 手帳をなくしたり、破損してしまった時..... 手帳(紛失以外の場合)、写真1枚
- ④ 障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じた時..... 手帳、診断書、写真1枚
- ⑤ 再認定を受ける時..... 手帳、診断書、写真1枚
- ⑥ 障がいの程度が該当しなくなった時..... 手帳
- ⑦ 本人が死亡した時..... 手帳

※ 手続きの際、マイナンバー(個人番号)の記入が必要となります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

療育手帳の交付

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

療育手帳は、知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

各自治体で名称が異なりますが、埼玉県では「療育手帳」と呼んでいます。

◆対象となる障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあり、児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて心理学・医学的に知的障がいと判定されるもの。

手帳の区分	①	A	B	C
障害の程度 (IQ)	最重度 (概ね 20 以下)	重度 (概ね 21~35)	中度 (概ね 36~50)	軽度 (概ね 51~70)

療育手帳に記載のある「第 1 種・第 2 種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。

第 1 種：①・A 第 2 種：B・C （「第 11 章 公共料金の割引」参照）

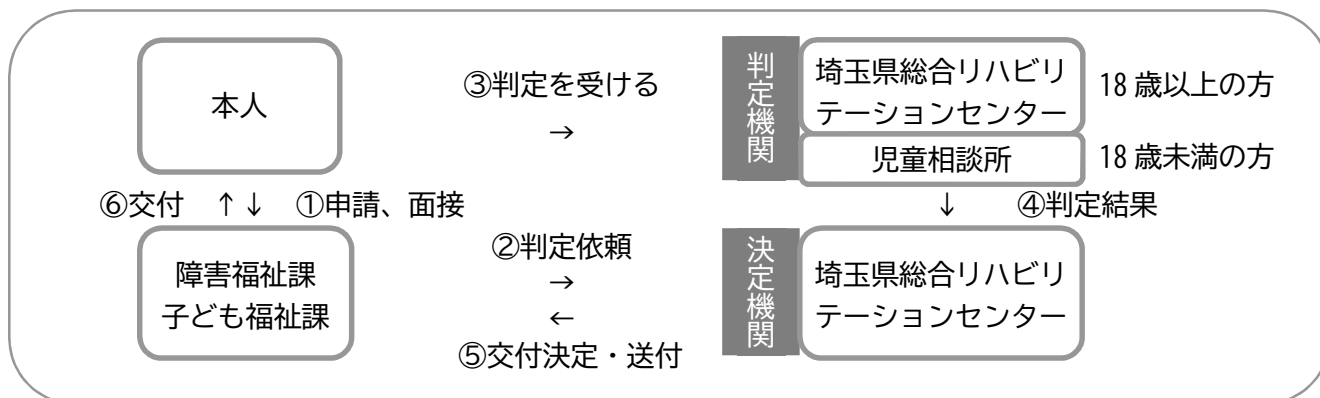
◆手帳の交付を受けるには

申請には次のものがが必要です。

- (1) 写真 2 枚（タテ 4cm×ヨコ 3cm）
- (2) 母子手帳や通信簿等、本人の生育歴、学歴、職歴等に関するもの
- (3) お薬手帳や診断書等、本人の既往歴や通院歴が分かるもの
- (4) マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

※ 持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

◆療育手帳が交付されるまで



◆手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 住所が変わった時 | 手帳 |
| ② 氏名が変わった時 | 手帳 |
| ③ 手帳をなくしたり、破損してしまった時 | 手帳(紛失以外の場合)、写真 2 枚 |
| ④ 再判定を受ける時 | 手帳、写真 2 枚 |
| (具体的な状況調査をする必要があるため事前にご連絡ください) | |
| ⑤ 障がいの程度が該当しなくなった時 | 手帳 |
| ⑥ 本人が死亡した時 | 手帳 |

※ 手続きの際、マイナンバー(個人番号)の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳の交付

〈窓口〉 障害福祉課（年齢は問いません）

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方で、精神障がいのために、長期にわたって、日常生活または社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◆対象となる精神障がい

手 帳	疾 患 名	障がい等級
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症 気分（感情）障害（うつ病等） てんかん 精神作用物質による精神障害（依存症等） 器質性精神病（認知症、高次脳機能障害等） 発達障害（自閉症、広汎性発達障害等） その他の精神疾患	1～3級

◆手帳の交付を受けるには

申請には次のものが必要です。

(1) 次のア～ウのいずれか

ア 診断書

（精神障害者保健福祉手帳用：精神疾患について初めて診療を受けた日（初診日）から6か月以上経過した日以降に記載された診断書で、記載日から申請日まで3か月を経過していないもの）

イ 年金証書（精神障がいを支給事由とする年金）の写しまたは直近の年金振込（支払）通知書の写し

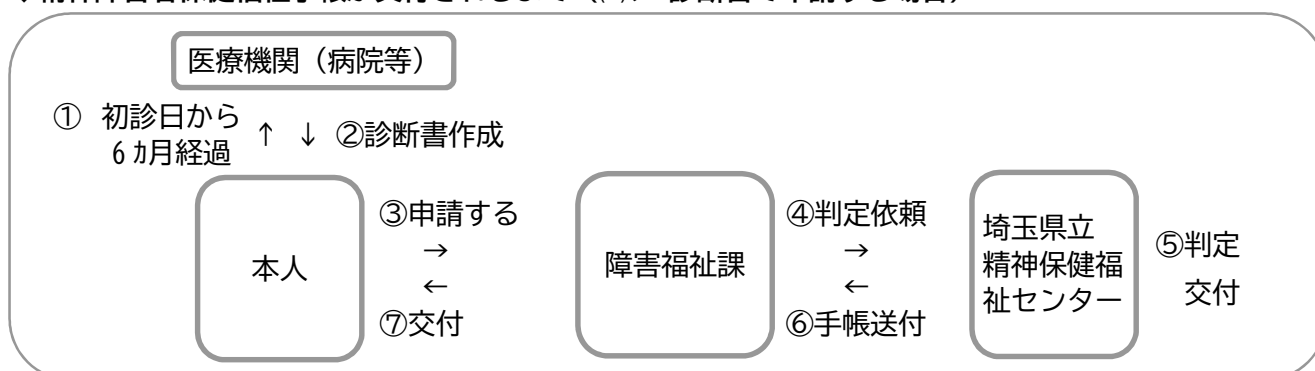
ウ 特別障害給付金受給資格者証（精神障がいを支給事由とする給付金）の写しまたは直近の国庫金振込（送金）通知書の写し

(2) 本人確認書類（代理申請の場合は、本人と代理人両名の本人確認書類）

(3) マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※ 持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

※ 手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要です。更新手続きは、手帳の有効期限の3か月前から申請を行うことができます。

◆精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで（(1)ア 診断書で申請する場合）



※ 診断書以外で申請される方は、年金証書等必要な物を持参のうえ、障害福祉課へお越しください。

◆手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- ① 住所が変わった時..... 手帳
- ② 氏名が変わった時..... 手帳
- ③ 手帳をなくしたり、破損してしまった時..... 手帳（紛失以外の場合）
- ④ 障がい等級の変更を申請する時..... 手帳、診断書または年金証書の写し
- ⑤ 本人が死亡した時..... 手帳

※ ①から④の届出等については、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

手帳所持証明書の発行

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（窓口は障害福祉課のみ）について、次のような場合には手帳所持証明書の発行を行っています。

- (1) 手帳を紛失等してしまい、手帳が再交付されるまでの間に、緊急の事情により手帳を所持していることを証明する必要がある場合。
- (2) 手帳を所持していた方が亡くなり、手帳の返還手続きを行った後に、税申告等のために手帳を所持していたことを証明する必要がある場合。

◆証明書の発行を受けるには

申出者の本人確認書類（運転免許証、加入医療保険の保険証等）を持参して申し出ください。

発達障害者支援のための「サポート手帳」の配布

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

越谷市保健センター（健康づくり推進課） 教育センター

埼玉県では、発達障がいのある方が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けられるようサポート手帳を作成しています。サポート手帳は、相談支援ファイルとサポートカードから構成されています。

保護者やご本人が、プロフィールや関係機関からの支援状況等をサポート手帳に記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、相互に共通認識を深めることができます。

種 別	内 容
相談支援ファイル	乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、一貫して使用できる手帳です。
サポートカード	医療機関への受診の際など、様々な生活場面で自らの障がい特性を簡潔に、適切に説明できることを目的としたカードです。

なお、サポート手帳は埼玉県のホームページからダウンロードすることも可能です。

ミライロ ID

本人確認等のために障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を提示いただいている手続き等は、スマートフォンの障害者手帳アプリ（ミライロ ID）を活用することができます。

ミライロ ID とは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳を登録すると手帳情報がスマートフォン画面に表示されます。

※ 一部アプリが活用できない手続きがあります。

※ アプリの使い方は（株）ミライロのホームページをご覧ください。

<https://mirairo-id.jp/>

下記二次元コードからもアクセスできます。



第3章 障害福祉サービス

障害者総合支援法の概要

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

障がいのある方の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付や地域生活支援事業が利用できます。

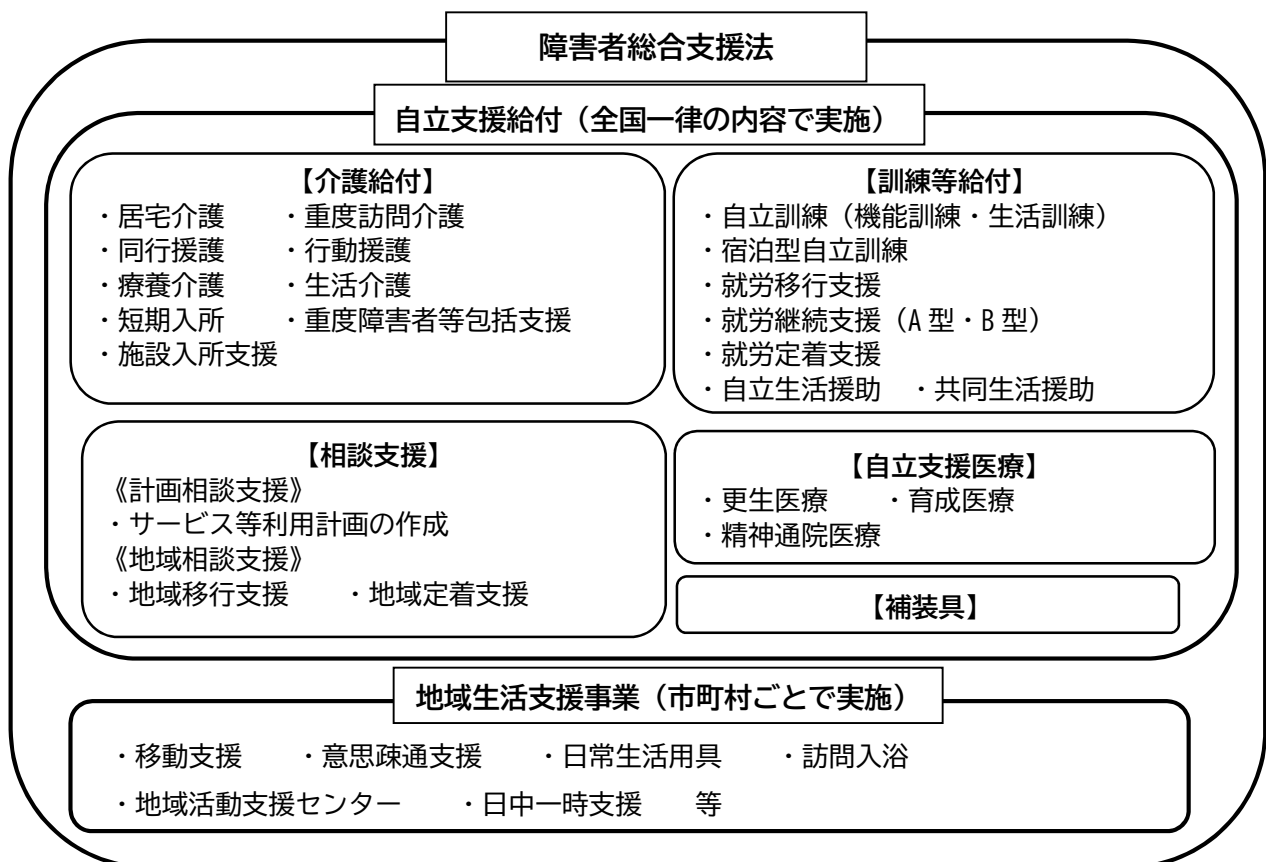
◆サービスを利用できる方

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 療育手帳を持っている方または埼玉県総合リハビリテーションセンターや児童相談所で知的障がいの判定を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方または診断書等により精神障がいの診断を受けている方
- (4) 難病等の方（366疾病）

対象疾病については、「資料編 障害者総合支援法対象疾病（難病等）一覧」をご参照ください。

※ 上記(1)～(4)に該当する方であっても、40～64歳で特定疾病（16疾病）に該当する方（第2号被保険者）及び65歳以上の方（第1号被保険者）は介護保険サービスが優先となります。

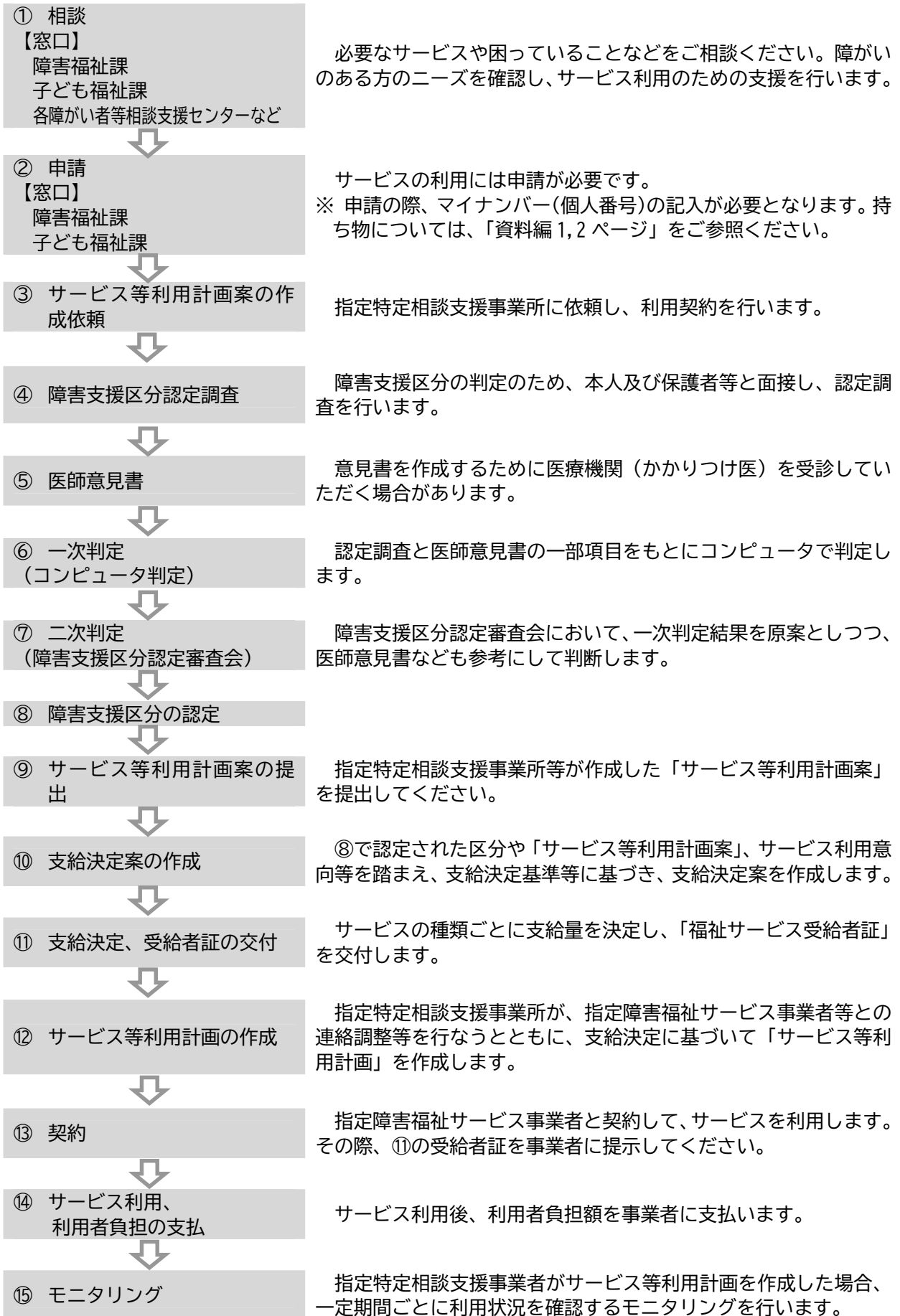
◆障害者総合支援法に基づくサービスの体系



障害福祉サービス等の内容

介護給付	訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由のある方又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい障がいがある方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
介護給付	日中活動系サービス	療養介護	医療に加え、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
介護給付	居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	訪問系サービス	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業者を行う者、医療機関その他の関係者との連絡調整、生活に関する相談及び必要な支援を行います。
		自立生活援助	施設入所支援を行う施設またはグループホームを退所した障がい者等が自立した日常生活を営むために、定期的な巡回訪問や随時訪問、相談、関係者との連絡調整及び必要な支援を行います。
	訓練等給付	居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)
地域相談支援給付	地域移行支援		障害者支援施設等に入所している障がいのある方又は精神科病院に入院している精神障がいのある方、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
	地域定着支援		居宅において単身等で生活する障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問やその他の必要な支援を行います。
計画相談支援給付	計画相談支援		障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画の作成を行います。 支給決定後には一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。
支援事業	地域活動支援センター		創作的活動及び生産活動の機会を提供し、社会との交流などを行います。
	その他		移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、日常生活用具給付、意思疎通支援等 ※ 詳細については「第7章 日常生活の支援」及び「第8章 外出の支援」をご参照ください。

障害福祉サービス等の利用のための手続き



※ サービスの種類ごとに利用の流れが変わります。

障害支援区分

- (1) 介護給付を利用するには、障害支援区分の認定が必要です。(共同生活援助の利用に必要となることもあります)
- (2) 障害支援区分は、区分1～6に分かれています。
- (3) 障害支援区分は、支援の必要度について、客観的な基準で判定されます。
- (4) 障害支援区分認定調査(80項目)の結果や、医師意見書の一部項目(24項目)を踏まえ、コンピュータ判定が行われます。(前項⑥一次判定)
- (5) 障害支援区分認定審査会において、一次判定の結果を原案として、「特記事項」や「医師意見書(一次判定で評価した項目を除く)」の内容を総合的に勘案した審査判定が行われます。(前項⑦二次判定)

障害支援区分と利用できるサービス

障害支援区分と利用できるサービスの関係は次の表のとおりです。利用できる量(支給量)については、サービスと障害支援区分ごとに基準があります。

【障害支援区分ごとに(○)利用できる、(△)要件あり、(×)利用できない】

サービスの種類		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	身体介護 家事援助	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助 (身体介護無)	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助 (身体介護有)	×	×	△ (要件あり)				
	重度訪問介護	×	×	×	△ (要件あり)			
	同行援護	○	○	○	○	○	○	○
	行動援護	×	×	×	△ (要件あり)			
	療養介護	×	×	×	×	×	△ (要件あり)	
	生活介護	×	×	△ (50歳以上)	○	○	○	○
	短期入所	×	○	○	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	△ (要件あり)
施設入所支援	△ (要件あり)			△ (50歳以上)	○	○	○	

障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ

◆障害福祉サービスの利用者負担額

障害福祉サービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。

サービスに要する費用の1割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が下表のとおり設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。低所得の方は負担が軽くなるよう配慮されています。

実費負担は、施設でのサービスを利用する際に支払います。

表1 18歳以上の方の障害福祉サービス負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）（注1） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注2）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）所得割の額については地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように規定されています。

（注2）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

表2 18歳未満の方の障害福祉サービス負担上限月額

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満） （注）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		20歳未満で入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

（注）所得割の額については地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように規定されています。

表3 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の方（施設に入所する18・19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
18歳未満の方（施設に入所する18・19歳を除く）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

◆地域相談支援給付の利用者負担額

地域相談支援給付には、利用者負担はありません。

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している人が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、世帯の負担を軽減する観点から、申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額障害児通所（入所）給付費」として払い戻される場合があります。

また、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度の事情を勘案した上で、当該介護保険サービスの利用者負担が軽減される場合があります。

第4章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス

障がい児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の内容

〈窓口〉 子ども福祉課（障害児通所支援、障害児相談支援の申請について）

越谷児童相談所（障害児入所支援）

	サービス種類	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除く学校に通う障がいのある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障がいのある児童のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する障がい児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。 支給決定後には一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

◆児童福祉法に基づくサービスの負担上限月額

児童福祉法に基づくサービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。

サービスに要する費用の1割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。(上限月額については、16ページの表2と同じですので、そちらをご参照ください。)

実費負担は、施設でのサービスを利用する際に支払います。低所得の方は負担が軽くなるよう配慮されています。

3歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担額については、平成30年10月1日より無償化となります。(対象期間は、満3歳になって初めての4月1日から3年間)

詳しくは、障害児通所支援については子ども福祉課に、障害児入所支援については越谷児童相談所にお尋ねください。

第5章 医療費等

自立支援医療費の給付

更生医療の給付

〈窓口〉 障害福祉課

身体障害者手帳の交付を受けた方が、その障がい除去・軽減する手術等の治療を受ける際の医療費の一部を公費で負担します（次ページ「自立支援医療費受給者の費用負担」参照）。

なお、利用の際には更生相談所の判定を受ける必要があります。手術等を受ける前に、あらかじめご相談ください。

◆対象者

18歳以上で身体障がいのある方

◆医療の種別

人工透析療法、抗 HIV 療法、腎移植術（抗免疫療法を含む）、角膜手術、人工内耳植込術、関節形成術、心臓手術など

◆申請に必要なもの

手帳、加入医療保険の保険証（本人と同じ健康保険に加入している方全員分の保険証の写しも必要です）、医学的意見書（所定の様式）、概算額算定表（所定の様式）、特定疾病療養受療証（人工透析療法を行う方のみ）

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1, 2 ページ」をご参照ください。

精神通院医療の給付

〈窓口〉 障害福祉課

統合失調症、うつ病等の気分（感情）障害、認知症、てんかん、発達障害、高次脳機能障害などの病気（第2章「精神障害者保健福祉手帳の交付」をご覧ください。）のある方が、指定医療機関に継続して通院治療を受ける際の医療費の一部を公費で負担します。保険証と受給者証を指定医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担額は、原則1割の金額になります。

なお、通院治療を継続的に受ける必要がなく、一定以上の所得がある世帯（本人と同じ医療保険に加入している家族）に属する方等、制度を利用できない場合があります。

◆申請に必要なもの

加入医療保険の保険証、医師の意見書（所定の様式、記載日から申請日まで3か月を経過していないもの）、マイナンバー確認書類

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1, 2 ページ」をご参照ください。

- ・ 18歳未満の方の申請の場合、本人及び保護者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。また、同じ医療保険に加入している家族のマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。
- ・ 新規申請の方は、医師の意見書に代わって、精神障害者保健福祉手帳の写しで代用できる場合があります。

- ・ 再認定申請の方は、医師の意見書の提出が2年に1度になります。受給者証の有効期間は1年間のため、再認定申請手続は毎年必要となりますのでご注意ください。再認定申請は、有効期間の終了する3ヵ月前から手続きを行うことができます。受給者証も持参し手続きしてください。

育成医療の給付

〈窓口〉子ども福祉課

身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な医療を給付する制度で、指定医療機関において治療が受けられ、その医療費を公費で負担します（以下の受給者の費用負担参照）。世帯の所得によって対象外となる場合があります。

◆対象者

18歳未満で次のいずれかの障がいに該当し、確実な治療効果を期待しうる児童。

肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声・言語機能またはそしゃく機能の障害、心臓（内科的治療のみを必要とするものを除く）、腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓障害、免疫機能障害

◆申請に必要なもの

手帳、世帯全員分の加入医療保険の保険証、医学的意見書（所定の様式）

※ 申請の際、世帯全員分のマイナンバー(個人番号)の記入が必要となります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

自立支援医療費受給者の費用負担

更生医療、育成医療、精神通院医療のいずれも原則医療費の1割を自己負担することになりますが、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の所得等に応じて、定められた負担上限月額までの支払いとなります。医療保険の自己負担限度額を超えることはありません。

難病患者等に係る医療費助成制度

指定難病に係る医療給付制度

〈窓口〉保健所 感染症保健対策課 TEL 973-7531

厚生労働大臣が指定する疾病を対象に医療費の一部が助成されます。支給認定の申請を保健所に行い、埼玉県の認定を受けて医療受給者証を交付された方が制度の対象になります。

小児慢性特定疾病医療費給付制度

〈窓口〉保健所 感染症保健対策課 TEL 973-7531

厚生労働大臣が指定する疾病を対象に医療費の一部が助成されます。支給認定の申請を保健所に行い、審査会の認定を受けて医療受給者証を交付された方が制度の対象になります。

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

〈窓口〉 保健所 感染症保健対策課 TEL 973-7531

先天性血液凝固因子欠乏症等の治療を受けている 20 歳以上の方が保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等が、すべて公費での負担となります。医療給付の申請を保健所に行い、埼玉県の認定を受けて医療受給者証を交付された方が制度の対象になります。

肝炎治療医療費助成

〈窓口〉 保健所 感染症保健対策課 TEL 973-7531

B 型・C 型肝炎で、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等を受けている又は受ける予定の方が認定基準を満たした場合に、医療費の一部が助成されます。受給者証の交付申請を保健所に行い、埼玉県の認定を受け、受給者証を交付された方が助成の対象になります。

特定疾病

〈窓口〉 国民健康保険加入者の方 : 国保年金課 給付担当
後期高齢者医療制度加入の方 : 国保年金課 後期高齢者医療担当
その他の健康保険加入者の方 : 各健康保険担当

厚生労働大臣が指定した特定の病気（人工透析が必要な慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因する HIV 感染）で、高額な治療を長期間受けなければならない場合、1 つの医療機関につき 1 か月の自己負担が 10,000 円（国民健康保険加入者で、70 歳未満の人工透析を受けている旧ただし書所得 600 万円超の世帯に属する方は 20,000 円）となる制度があります。詳しくは、加入している健康保険担当へお問合せください。

◆申請に必要なもの

加入医療保険の保険証、医学的意見書^注（所定の様式）

また、申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1, 2 ページ」をご参照ください。

なお、マイナンバー（個人番号）が分からないなどで記入が難しい場合は、ご相談ください。

※ 注：他市区町村の国民健康保険や被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）から越谷市国民健康保険に変更された方、国民健康保険や被用者保険（同上）から後期高齢者医療制度に移行された方などで、前に加入されていた健康保険の特定疾病療養受療証をお持ちの場合は、その受療証をご持参いただければ、医学的意見書に代えることができます。

重度心身障害者医療費の支給

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

重度心身障害者医療費支給制度は、心身に障がいがある方の福祉の増進を図ることを目的として、医療保険各法による医療給付に係る一部負担金について助成金を支給します。

受給資格登録を受けた方のうち、所得審査の結果、受給者として認定された方に、受給者証を交付します。（医療費助成金の支給対象とならない方には、受給者証は交付されません。）

◆対象者（受給資格登録者）

- (1) 身体障害者手帳 1～3 級の方
- (2) 療育手帳④・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- (4) 65 歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けている方

【対象外となる方】

- ・ 平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに上記 (1)～(4) の障がいに該当となった方
- ・ 生活保護受給者等

◆受給者（医療費助成金の支給を受けることができる方）

受給資格の登録を受けた本人の所得の額が下記の所得制限限度額を超えない場合、受給者証が交付され、医療費助成金の支給を受けることができます。

受給資格登録者について、毎年 9 月に前年の所得に基づき審査を行い、10 月から翌年 9 月までの受給者を決定し、受給者証を交付します。

〈所得制限限度額の一例〉

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0 人	3,604,000 円
1 人	3,984,000 円
2 人	4,364,000 円
3 人	4,744,000 円

(注)

- ・ 所得とは諸控除後の額です。
- ・ 一人増えるごとに 380,000 円を加算します。

◆支給内容

通院及び入院に係る医療保険各法の規定による医療給付に係る一部負担金の全額が対象になります。ただし、予防接種・健康診断・差額ベッド料・文書料・消費税がかかるものは、対象になりません。また、他の公費負担医療の給付や、加入医療保険から高額療養費・附加給付が支払われる場合は、その額を重度心身障害者医療費の支給額から控除します。

◆申請に必要なもの

- (1) 加入医療保険の保険証、手帳、印鑑、本人の普通預金通帳
- (2) 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

◆支給方法

- (1) 埼玉県内の医療機関等の場合（現物給付）
 - ・ 受診等の際には必ず、受給者証及び加入医療保険の保険証等を医療機関等の窓口提示してください。
 - ・ 医療費（保険診療の一部負担金の全額）の窓口負担が不要となります。
- (2) 県外の医療機関等の場合（償還払い）
 - ・ 医療機関等の窓口で一旦、医療費をお支払いください。
 - ・ 診療を受けた翌月以降、重度心身障害者医療費請求書に領収書の原本（受診者氏名・診療月（診療日）・医療保険対象総点数・領収額・発行日・発行者名（医療機関名）・領収印が明記されたもの）を添付して提出してください。

※ 請求書の用紙は、障害福祉課、子ども福祉課、北部・南部出張所、各地区センターにあります。また、越谷市公式ホームページからもダウンロードが可能です。

後期高齢者医療制度における障害認定

〈窓口〉国保年金課 後期高齢者医療担当

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいの状態にあると認定された65歳から74歳までの方が加入する健康保険制度です。この65歳から74歳までの方が、一定の障がいの状態にあると認定を受けることを障害認定といいます（障害認定には申請が必要です）。

障害認定を受けることにより、現在加入している健康保険（国民健康保険や健康保険組合、健康保険協会、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになり、後期高齢者医療制度における保険料を納付し、給付を受けることになります。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳1～3級
- (2) 身体障害者手帳4級のうち、音声機能又は言語機能の障がいがあるとき。
- (3) 身体障害者手帳4級のうち、1号「両下肢のすべての指を欠くもの」に該当するとき。
- (4) 身体障害者手帳4級のうち、3号「1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」に該当するとき。
- (5) 身体障害者手帳4級のうち、4号「1下肢の機能の著しい障害」に該当するとき。
- (6) 国民年金障害基礎年金1・2級
- (7) 療育手帳④・A
- (8) 精神障害者保健福祉手帳1・2級

障がい者の歯科診療

〈窓口〉障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

埼玉県では、障がいのある方が安心して身近な地域で歯科診療が受けられるよう、「埼玉県障害者歯科相談医」を指定しています。

また、治療が困難な障がいのある方のために、必要に応じて次の施設で治療が受けられるように紹介を行っています。

施設名	所在地	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222
埼玉県歯科医師会口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210
そうか光生園	草加市柿木町 1215-1	048-932-1312
嵐山郷	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-0589
あさか向陽園	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1434
皆光園	深谷市人見 1996 番地 2	048-574-8211

第6章 手当・年金・貸付

手 当

種別	対象者	支給制限	手当額・支給月	申請に必要なもの・窓口
重度心身障害者手当	次に該当する障がいのある方 (1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 療育手帳④・A・B (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	ア 本人が住民税課税 イ 特別障害者手当等の受給 ウ 施設入所 エ 65歳以上で該当等級の障害者手帳を取得	【手当額】 ①身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障害者保健福祉手帳1級 月額 5,000円 ②療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2級 月額 3,500円	【申請に必要なもの】 手帳、通帳 申請の際、マイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。
			【支給月】 2月・5月・8月・11月 支給日は各月10日、休日の場合は前開庁日	【窓口】 障害福祉課(18歳以上) 子ども福祉課(18歳未満)
特別障害者手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方 (1) 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳④程度の障害が重複している方 (2) 一つの障がいであっても上記と同程度の状態にある方	ア 所得制限 イ 施設入所 ウ 3か月を超える入院	【手当額】 月額 27,980円	【申請に必要なもの】 診断書(所定の様式)、通帳 申請の際、本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。
			【支給月】 2月・5月・8月・11月 支給日は各月10日、休日の場合は前開庁日	【窓口】 障害福祉課
障害児福祉手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の方 (1) 身体障害者手帳1・2級の一部 (2) 療育手帳④相当 (3) 上記(1)・(2)と同程度の状態にある方	ア 所得制限 イ 障がいを理由とする年金を受給 ウ 施設入所	【手当額】 月額 15,220円	【申請に必要なもの】 手帳(又は診断書)、通帳 申請の際、本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。
			【支給月】 2月・5月・8月・11月 支給日は各月10日、休日の場合は前開庁日	【窓口】 障害福祉課(18歳以上) 子ども福祉課(18歳未満)
特別児童扶養手当	次に該当する在宅の20歳未満の障がいのある児童を養育している保護者の方 (1) 身体障害者手帳1~4級の一部 (2) 療育手帳④・A・B (3) 上記(1)・(2)と同程度の状態にある児童	ア 所得制限 イ 児童が障がいを理由とする年金を受給 ウ 児童が施設入所中	【手当額】 月額 53,700円 1級(重度障害児) 月額 35,760円 2級(中度障害児)	【申請に必要なもの】 手帳(又は診断書)、戸籍謄本、通帳 申請の際、本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。
			【支給月】 4月・8月・11月 支給日は各月11日、休日の場合は前開庁日	【窓口】 子ども福祉課
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別にしていない児童(18歳になる年の年度末までの児童) ※一定の障がいのある児童は20歳未満)を養育している保護者の方、 また、父親又は母親に一定の障がいがあり、児童を養育している方	ア 所得制限 イ 公的年金を受給 ウ 児童が施設入所中	【手当額】(月額) 収入に応じます。 ① 第1子 44,140円 ~10,410円 ② 第2子加算額 10,420円 ~5,210円 ③ 第3子以降加算額 6,250円 ~3,130円	【申請に必要なもの】 必要書類については申請者それぞれ異なりますので、まずは本人がお越しのうえ、必要書類の案内を受けてください。
			【窓口】 子ども福祉課	

※ 支給制限に該当した場合は、速やかに担当の窓口へ届け出てください。

障害基礎年金（国民年金加入者）

〈窓口〉国保年金課 年金担当

◆対象者

- (1) 国民年金の被保険者期間中に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があること、又は 60 歳以上 65 歳未満（年金に加入していない期間）の人で日本国内に住んでいる間に初診日があること。
- (2) 障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日又は症状が固定した日）の障がいの程度が政令で定められている障害等級表（資料編「障害年金の障害等級表等」参照）の 1・2 級に該当すること、又は障害認定日に該当しなかった人が 65 歳の前日までに症状が重くなって該当するようになったこと。
- (3) 下記の保険料納付要件を満たしていること。

※ 20 歳前の病気やけがにより障がいが残り、20 歳に達したとき、又は障害認定日に障害等級の 1・2 級に該当する場合、障害基礎年金が支給されます（保険料納付要件は除く、本人の所得制限あり）。

◆保険料納付要件

- (1) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（保険料を免除された期間を含む）が、全被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。
- (2) 令和 8 年 3 月 31 日以前に初診日がある場合は、上記 (1) の特例として初診日の属する月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

◆年金額（令和 5 年度）【 】内は 68 歳以上の者の額

1 級 993,750 円【 990,750 円 】 2 級 795,000 円【 792,600 円 】

※ 障害基礎年金の受給者によって生計維持されている 18 歳（障がい者は 20 歳）未満の子がいる場合は、第 1 子・第 2 子それぞれに 228,700 円、第 3 子以降それぞれ 76,200 円が加算されます。

特定障害者に対する特別障害給付金

〈窓口〉国保年金課 年金担当

◆対象者

国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があり、現在その障害等級が障害基礎年金の 1・2 級の程度に該当する次の方

- (1) 平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生の方
- (2) 昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者であった方

※ 障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は、対象となりません。

◆支給額（令和 5 年度）

1 級 53,650 円（月額） 2 級 42,920 円（月額）

※ 本人の所得制限、併給制限あり。

障害厚生年金（厚生年金加入者）

〈窓口〉越谷年金事務所

〒343-8585 越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 3 階 TEL 960-1190

◆対象者

厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障がい者になり働けなくなったとき、又は働く能力が普通より低下した場合に、国民年金の障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。国民年金の障害等級表の1・2級の障がいの状態よりも軽い障がい者には、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金保険独自の3級障害厚生年金又は障害手当金（一時金）が支給されます。

支給要件は、次のとおりです。

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があること。
- (2) 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日）の障がいの程度が政令で定められている障害等級表（資料編「障害年金の障害等級表等」参照）の1～3級に該当すること、又は障害認定日に該当しなかった人が65歳の前日までに症状が重くなって該当するようになったこと。
- (3) 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

◆年金額（令和5年度）【 】内は68歳以上の者の額

1級 （報酬比例の年金額）×1.25+配偶者の加給年金額 228,700円

2級 （報酬比例の年金額）+配偶者の加給年金額 228,700円

3級 （報酬比例の年金額） 最低保障額 596,300円【594,500円】

障害手当金 （報酬比例の年金額）×2.0 最低保障額 1,166,800円【1,189,000円】

埼玉県心身障害者扶養共済制度

〈窓口〉 障害福祉課

障がいのある方を扶養している保護者が、将来に対して抱いている不安を軽減するための制度です。毎月掛金をかけ、保護者（加入者）が死亡又は重度の障害状態になった場合、障がいのある方に一定額の年金を支給します。

◆加入資格

障がいのある方を扶養している保護者で、加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であり、生命保険契約の対象となる健康状態にある方

◆加入口数

障がいのある方1人に対して2口まで

◆掛金

加入時の年度の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。（加入者世帯の課税状況により減免されることがあります）

加入者の年齢	一口当たりの掛金（平成20年4月1日以降加入時）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

（令和5年4月1日現在）

※ 掛金月額、制度改正に伴い改訂されることがあります。

◆年金支給額

1口加入：月額20,000円	2口加入：月額40,000円
----------------	----------------

※ 1年以上加入した後、加入者の方より先に障がいのある方が亡くなられたときは、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

◆申請に必要なもの

加入等申込書、申込者・障がいのある方の住民票、申込者告知書、障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類（手帳等）、印鑑

貸 付

〈窓口〉 越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館2階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るための貸付制度（生活福祉資金）の相談・申請受付を行っています。（貸付内容等については次ページ一覧表参照）

※ いずれの資金も世帯単位での貸付けであり、世帯員の一部に貸付けするものではありません。

※ 資金の種類によって、貸付け条件や必要書類が異なりますので、事前に相談してください。

※ 埼玉県社会福祉協議会の審査を経て貸付けが決定されますので、審査の結果、貸付けできない場合がありますのでご了承ください。

生活福祉資金貸付条件等一覧

	資金種類	貸付限度額	償還期間	貸付利率
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金			
	生活支援費	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※ 貸付期間 原則3ヵ月	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
	住宅入居費	40万円以内		
	一時生活再建費	60万円以内		
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金			
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	—	据置期間経過後	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
	生業を営むために必要な経費 ※ 新規に起業される方が中心となります。 事業の継続の為の資金の場合、運転資金は対象となりません。	460万円以内	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受けに必要な経費	250万円以内	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年以内	
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要 ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要 ・ 火災等被災によって生活費が必要 ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由	10万円以内	12月以内	無利子
3 教育支援基金	低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金			
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	20年以内	無利子 ※ 世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内		
4 不動産担保型生活資金				
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 土地の評価額の7割程度 月30万円以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・ 貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）		

第7章 日常生活の支援

補装具の交付・借受け・修理

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

身体の障がいを補い、日常生活の向上を図るため、補装具の購入・借受け・修理のための費用を支給します。購入等する前に、あらかじめご相談ください。労災保険や自賠責保険、医療保険、介護保険等により給付や貸与の対象となる場合や、世帯員の所得が一定以上（市町村民税所得割の最多納税者の納税額が460,000円以上）の場合は、対象となりません。

支給にあたっては、身体障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の判定（児童の場合は、原則として指定自立支援医療機関（育成医療機関）または保健所の意見書）が必要です。原則として1種類につき1個までの交付となります。

◆申請に必要なもの

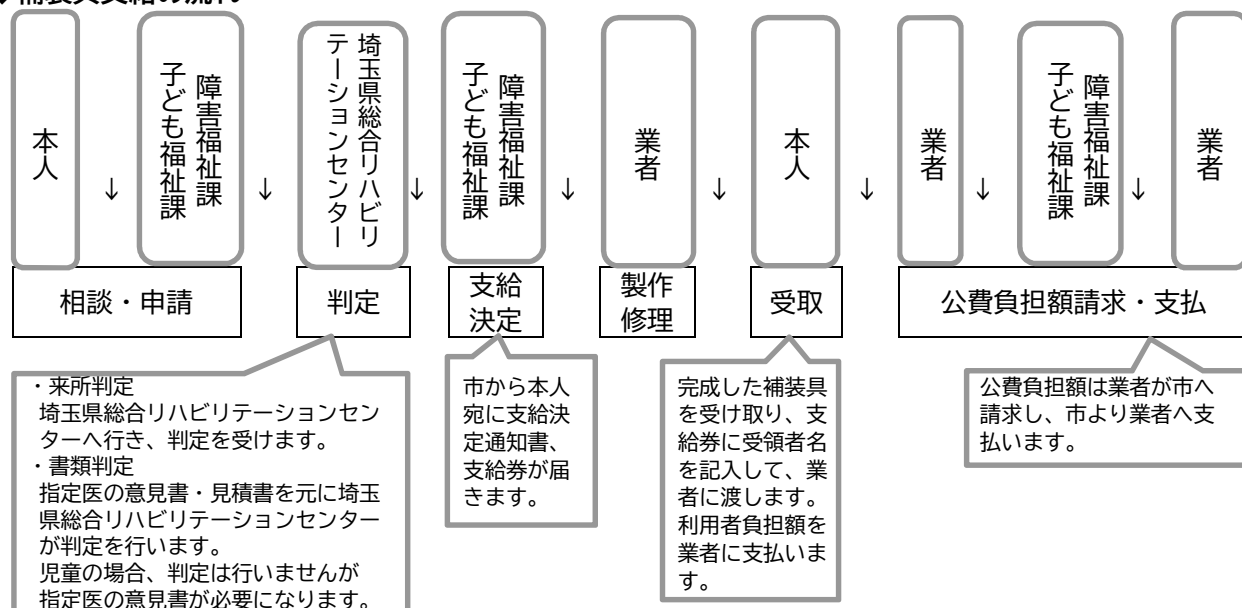
身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等、見積書（登録業者から取寄せたもの）

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1,2ページ」をご参照ください。

◆費用

原則費用の1割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者（児童の場合は世帯）の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

◆補装具支給の流れ



◆補装具の種類

種類	備考
視覚障害者安全つえ	
義眼	
眼鏡	
補聴器	
義肢	義手 義足
装具	
座位保持装置	
車椅子	介護保険優先

種類	備考
電動車椅子	介護保険優先
歩行器	介護保険優先
歩行補助つえ	介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置	
座位保持椅子	18歳未満のみ
起立保持具	18歳未満のみ
頭部保持具	18歳未満のみ
排便補助具	18歳未満のみ
人工内耳	修理のみ

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用助成

〈窓口〉子ども福祉課

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用の助成を行います。

購入する前に、あらかじめご相談ください。

◆申請に必要なもの

医療機関の意見書（所定の様式）、見積書（業者から取寄せたもの）

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1, 2 ページ」をご参照ください。

◆費用

基準額の原則 3 分の 1 を負担することとなります。ただし、世帯の所得制限があります。

車いすの無料貸出し

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課 各老人福祉センター

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

市内在住で、一時的に車いすを必要とする方へ、車いすの貸出しを無料で行っています。

※ 短期利用（2 週間以内、返却後再度貸出し可能）、長期利用（6 か月以内・原則 1 回限り）

紙おむつ等の配付

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

市内在住の市・県民税非課税世帯で、下記のいずれかの条件に該当する方に、紙おむつ等を配付しています。

◆対象者

- (1) 在宅で常時おむつ等を使用している身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳④・A の交付を受けている方
- (2) 在宅で常時おむつ等を使用している介護保険の要介護 1～5 の認定を受けている方
- (3) 2 歳未満の子どもを養育している方

◆申請に必要なもの

- (1) 住民票の写し（世帯全員分・発行から 3 か月以内）
- (2) 手帳または介護保険被保険者証
- (3) 市・県民税非課税証明書（世帯全員）又は生活保護受給証

日常生活用具の給付

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

在宅で障がいのある方または難病患者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っています。購入する前に、あらかじめご相談ください。

なお、介護保険制度による給付、貸与等を受けられる場合は対象外です。

◆申請に必要なもの

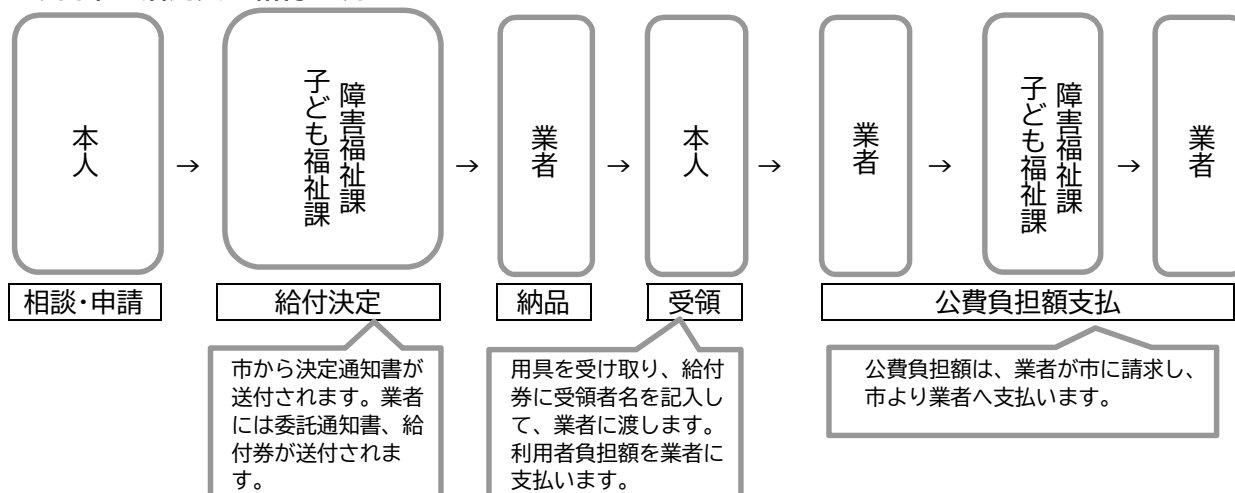
手帳又は特定疾患医療受給者証等、見積書、医師の意見書（必要に応じて）

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

◆費用

原則費用の1割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者（児童の場合は世帯）の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

◆日常生活用具の給付の流れ



◆日常生活用具種目・品目

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数	
介護訓練等支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障がい者又はこれと同程度の障がいである18歳以上の難病患者等	154,000	8年
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹機能障害1級である3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者又はこれと同程度の障がいである3歳以上の難病患者等	50,000	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	下肢若しくは体幹機能障害1級であって、常時介助を要する学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者又はこれと同程度の障がいである学齢以上の難病患者等	67,000	5年
	入浴担架	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴時に介助を要する3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	82,400	5年

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数	
介護訓練等支援用具	体位変換器	介助者による障がい児・者の体位変換を容易にするもの	15,000	5年	
	移動用リフト	介助者が障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4年	
	訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年	
	訓練用ベッド	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年	
	便器	障がい児・者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	4,450 手すり付きのもの 5,400	8年	
	T字状・棒状のつえ	歩行時に体を支持する機能及び強度を有するもの	木材のもの 2,266 軽金属のもの 3,090	3年	
	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等のための用具とする	60,000	8年	
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害である身体障がい児及び身体障がい者、知的障がい児及び知的障がい者又は精神障がい児及び精神障がい者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	主材料がスポンジ又は皮であるもの 12,768 主材料にプラスチックを含むもの 30,870	3年
	特殊便器	温水及び温風を出し得るものであって、障がい児・者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	上肢機能障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者又はこれと同程度の障がいである学齢以上の難病患者等	151,200	8年

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数	
自立生活支援用具	火災警報器	室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難であるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯のもので、次に掲げるいずれかに該当するもの (1) 障害等級が2級（聴覚障害あつては聴覚障害6級）以上である身体障がい児又は身体障がい者 (2) 障害の程度が重度又は最重度である知的障がい児又は知的障がい者 (3) 障害等級が1級の精神障がい者 (4) (1)と同程度の障がいである難病患者等	15,500	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	上記に同じ	28,700	8年
	電磁調理器	障がい児・者が容易に使用しうるもの	視覚障害2級以上の身体障がい児又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害である身体障がい者のみの世帯、聴覚障害である身体障がい児及び身体障がい者のみの世帯並びにこれらに準ずる世帯のもの	87,400	10年
	視覚障害者用誘導装置	音声により目的物（位置）等の確認が可能となるもの	音声による誘導を必要とする視覚障がい児及び視覚障がい者	56,000	5年
	携帯用信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	聴覚障がい児又は聴覚障がい者であつて、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの	18,000	6年
	トイレチェア	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保つことのできない身体障がい児又は身体障がい者であつて、必要と認められるもの	81,000	8年
車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であつて、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	常時車椅子を使用する身体障がい児又は身体障がい者であつて、必要と認められるもの	260,000	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上であつて、自己連続携帯式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	51,500	5年
	ネブライザー（吸入器）	障がい児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上若しくは医師意見書等により当該用具の永続的な必要性及びその効果が認められた学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者又は学齢以上の難病患者等	36,000	5年
	電気式たん吸引器	障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	56,400	5年
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	72,450	5年

種目	性能	障がい及び程度	基準額 (円)	耐用年数	
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	157,500	5年
	酸素ポンプ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険による在宅酸素療法を行う身体障がい者	17,000	10年
	盲人用体温計 (音声式)	障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯のものに限る。)	9,000	5年
	盲人用血圧計	障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	15,000	5年
	盲人用体重計	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である身体障がい者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯のものに限る。)	18,000	5年
	発動発電機・外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー等の生命の維持に必要な機器を使用している身体障がい児及び身体障がい者又は難病患者等	100,000	6年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由のための発声・発語に著しい障害のある学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	98,800	5年
	情報・通信支援用具	個人で占有する情報通信機能、文字入力機能等を有する機器を使用するにあたって、障がい児・者がこれを容易に操作することができるように補助するもの	文字を書くことが困難な上肢機能障害2級以上、言語及び上肢の複合機能障害2級以上又は視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	100,000	継続定額制のソフトウェア 4年 上記以外 -
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの	視覚障害2級以上である身体障がい者	383,500	6年
	点字器	32マス18行両面書を基本構造とし、真鍮版製のもの (標準型) 32マス18行両面書を基本構造とし、プラスチック製のもの (標準型) 32マス4行片面書を基本構造とし、アルミニウム製のもの (携帯用) 32マス12行片面書を基本構造とし、プラスチック製のもの (携帯用)	視覚障害である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者であって、必要と認められるもの	10,712	7年
				6,798	
			7,416	5年	
			1,699		
	点字タイプライター	障がい児・者が容易に使用し得るもの	就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる視覚障害2級以上である身体障がい児及び身体障がい者	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品 (DAISY方式による録音可能な製品を含む) であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	録音再生機 85,000	6年
				再生専用機 35,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	99,800	6年	

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は文字情報を直接読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	198,000	8年
	盲人用時計	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者	触読	10年
				10,300	
				音声	13,300
	地上デジタル放送対応ラジオ	上記に同じ	上記に同じ	29,000	5年
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの	聴覚障害若しくは発声・発語に著しい障害のある学齢以上の身体障がい児又は身体障がい者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害である身体障がい児又は身体障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900	6年
	人工喉頭	障がい児・者が容易に使用し得るもの	喉頭摘出又はこれと同等程度の障がいと認められる3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	笛式	4年
5,150					
			電動式	5年	
			72,203		
埋込型用人工鼻	HME カセット及びアドヒーズ等で障がい児・者が容易に使用できるもの	喉頭摘出又はこれと同等程度の障がいと認められる3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用しているもの 給付を受けようとする者にあつては医師の意見書等を要する	23,760	—	
文字放送ラジオ	FM 文字多重放送の受信が可能なもの	文字による情報を必要とする聴覚障がい児及び聴覚障がい者	23,000	5年	
視覚障害者用音声 IC タグレコーダー	IC タグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有し、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	60,000	6年	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	消化器系	ぼうこう・直腸機能障害である身体障がい児及び身体障がい者（身体障がい者手帳申請中の者を含む。）で、ストーマ装具を必要とする者	8,858	—
		尿路系		11,639	
	紙おむつ	消化器系装具若しくは尿路系装具の装着が困難であり、高度の排便機能障害若しくは排尿機能障害であり、又は脳性麻痺等の脳原性運動機能障害のため排便若しくは排尿の意思表示が困難であると認められる3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	12,000		
	洗腸装具	麻痺等のため自力での便の排泄が困難であり、常時摘便等の処置を要する直腸機能障害である身体障がい児及び身体障がい者並びにこれに準ずる状態にある者		6月	

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数	
排泄管理支援用具	排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じている者が、排尿される尿を漏れないよう、身体に固定したビニール袋にためておくもの	脊髄損傷等による高度の排尿機能障害（特に失禁がある場合）のため収尿器を必要とする3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	男子用	普通型 7,931	1年
				簡易型 5,871	
			女子用	普通型 8,755	
				簡易型 (20枚) 6,077	
住宅改修費	居室生活動作補助用具 障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他ア～オまでの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）であって、障害等級が3級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上に限る。）又はこれと同程度の障がいである学齢以上の難病患者等	200,000	—	
点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	—	

- ※ 「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- ※ 「情報・通信支援用具」には、視覚障害者用アプリケーションソフト、インテリキー、ジョイスティック等を含み、耐用年数については、申請のあった給付品目の内容について調査を行ったうえで、個別に判断するものとする。
- ※ 上表中「継続定額制のソフト」とは、大型アップグレードの対応、セキュリティ強化への対応、プログラムの機能追加など、随時改良作業が自動更新で行われ、ユーザーは常に最新のソフトをダウンロードして使用するなどのものを言う。当該ソフトの利用期間（ライセンス期間）は、耐用年数に準ずるものとして表中に定める。利用期間（ライセンス期間）終了時には、申請に基づき同等のソフトを再給付するものとする。
- ※ 「埋込型用人工鼻」及び「ストーマ装具」（洗腸装具を除く。）については、基準額は1月分の給付限度額とし、その給付に当たっては、1月分を1単位とし、給付券1枚により2単位まで給付できるものとする（一括給付する場合は、給付券は3枚まで給付できるものとする。）。この場合において、各月の15日までになされた申請に係る給付等については、当該申請があった日の属する月から給付等をするものとする。
- ※ 給付の対象となる点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除くものとする。
- ※ 点字図書の給付は、給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）
- ※ 点字図書の自己負担額は、一般図書の購入価格に相当する額とする。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

〈窓口〉 子ども福祉課

小児慢性特定疾病児童等が日常生活に必要なとする便器や介護ベッド等の日常生活用具を給付します（品目により対象者の身体状況が定められているため、購入する前にあらかじめご相談ください）。

◆対象者

小児慢性特定疾病児童等で、次の要件をすべて満たす方

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- (2) 児童福祉法の他の施策、障害者総合支援法の施策の対象にならない方

◆対象品目

便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、電気式たん吸引器、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽、クールバスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

◆費用

世帯の所得税額等に応じた費用負担があります。なお、市の制度により、その世帯の課税状況によって費用負担が無料となる場合がありますので、窓口にお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

診断書（状況に応じて必要となります）等、見積書、源泉徴収票、小児慢性特定疾病医療受給者証
※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

日中一時支援事業

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

障がい者（児）の介護者が、疾病や冠婚葬祭等の理由で家庭における介護が困難となった場合に、月10回を限度として障がい者（児）の一時預かりを行う事業です。

登録団体については、「資料編 市内の施設」をご参照ください。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (2) 知的障害者更生相談所、児童相談所において知的障がいと判定された方
- (3) 医師により発達に障がいがあると診断された方

◆サービス内容

市に登録された事業所において、日中における一時預かりによる見守り、日常生活訓練等を行います。

◆費用

サービス費用の原則10%又は5%（定率負担）の負担となります。（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は0%）

◆申請に必要なもの

手帳（手帳を所持していない方は障がいの証明となるもの）

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

障害児（者）生活サポート

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

在宅で障がいのある方の地域生活を支援するため、障がいのある方及びその家族の必要に応じて一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスを提供します。

登録団体については、「資料編 市内の施設」をご参照ください。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた方
- (2) 療育手帳の交付を受けた方
- (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障がいと判定された方

- (4) 医師により精神疾患があると診断され、治療を受けている方等
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- (6) 難病等の方

◆年間（年度）利用時間

上限 150 時間 ※ 年度の途中から申請する場合は時間数が異なります。

◆費用

利用者の費用負担があります。

※ ただし、18 歳未満の障がい児は生計中心者の所得税額に応じて自己負担が軽減されることがあります。

◆申請に必要なもの

手帳（手帳を所持していない方は障がいの証明となるもの）

※ 18 歳未満の障がい児の場合、生計中心者の所得税額の分かるものが必要です。

在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

地域や家庭で、その人らしい生活が安心して送れるよう、住民同士の助けあいの精神のもとに、ほほえみスタッフが家事援助サービスを提供します。

◆対象者

市内在住の高齢者や障がい者、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方など

※ 介護保険の認定を受けている方でも利用できますが、身体介護等に当てはまる場合、対象外です。

※ 活動内容やスタッフの状況により、ご希望に添えない場合があります。

◆援助内容

居宅等の掃除・整理整頓、調理、衣類の洗濯、生活必需品の買い物、ゴミ出し等

◆利用日時

月曜～金曜日 9 時～17 時（年末年始、祝日を除く）

※ 家事援助サービスは、多くて週に 1～2 回、1～2 時間程度

◆利用料金

1 時間 800 円（1 時間を越えたときは 30 分毎に 400 円）

※ 短時間サービス 15 分以内 200 円（ゴミ出しは、ゴミの回収日・時間に合わせた活動）

訪問入浴サービス

〈窓口〉障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

家庭において、入浴が困難な重度の身体障がいのある方に対して定期的に巡回入浴サービスを行っています。なお、介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度での利用が優先されます。

◆対象者

身体障害者手帳を交付されており、家庭において入浴が困難な満 15 歳以上の方

◆利用回数

原則週 1 回

◆内容

- (1) 入浴、洗髪、整髪及び清拭
- (2) 血圧、脈拍及び体温の測定並びに健康状態の確認
- (3) 健康相談及び助言指導その他の健康管理のために必要な指導

◆費用

世帯の所得に応じた費用負担があります。

◆申請に必要なもの

手帳、診断書（所定の様式があります）

※ 申請前に、あらかじめご相談ください。申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

訪問理美容サービス

〈窓口〉 障害福祉課 地域包括ケア課 子ども福祉課

重度の障がいのある方等、自分で理容所、美容所に出向くことが困難な方の自宅に理容師・美容師を派遣します。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳1・2級（下肢又は体幹の障がいに限る）の方、または療育手帳④・Aの方で、理容所、美容所に行くことが困難な方
- (2) 65歳以上の要介護3・4・5の認定を受けている在宅の方で、理容所、美容所に行くことが困難な方

◆利用回数

年度4回 ※ 年度の途中から申請する場合は回数が異なります。

◆費用

出張料を助成（理美容代金は自己負担）

◆申請に必要なもの

手帳、介護保険被保険者証

生活ホーム

〈窓口〉 障害福祉課

自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情などの理由により、それができない方に対して住居を提供するとともに、社会的自立を助長することを目的とする施設です。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
- (2) 知的障害者更生相談所、児童相談所において知的障がいと判定された方

◆費用

無料（利用にかかる実費等は自己負担）

◆申請に必要なもの

手帳

福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

〈窓口〉 成年後見センターこしがや

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階 TEL 966-2281

高齢や知的障がい、精神障がいなどの理由で福祉サービスの利用等を一人で判断することに不安のある方などが住みなれた地域で安心して生活が送れるように、定期的に自宅を訪問し、福祉サービス利用の援助や暮らしに必要なお金の出入れ、事務手続のお手伝い、大切な書類等のお預かりなどの支援を行います。

◆対象者

下記のいずれにも該当する方

- (1) 1人で判断するには不安のある方
1人で判断するには不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などであって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方（認知症の診断や障害者手帳の有無に関わりません。）
- (2) 本事業の契約内容について、判断し得る能力を有している方
「契約締結能力判定ガイドライン」を使用し、ご本人の契約能力を確認します。
- (3) 福祉サービスを既に利用されている方又は今後福祉サービスを利用する意思のある方

◆サービス内容

(1) 福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用の支援を行います。自宅を定期的に訪問して、福祉サービスの内容や利用の仕方に関する相談を行います。

(2) 日常生活上の手続き援助

日常の暮らしに必要な様々な事務手続きの支援を行います。郵便物を整理して内容を説明したり、市役所で行う手続きがあれば、届け出や申し込みなどの支援を行います。

(3) 日常的金銭管理

日常の暮らしに必要なお金の出入金の支援を行います。福祉サービスの利用料や病院代、公共料金などの支払いを代行したり、銀行や郵便局へ行き、生活に必要な金銭の出し入れを代行します。

※ ご希望により、日常的金銭管理に使用する通帳と印鑑、キャッシュカードを預かり、管理することもできます。お預かりできるのは預貯金額が 50 万円以下の通帳 1 冊となります。

(4) 書類等預かりサービス

大切な書類等を預かり、管理します。

<預かることができる書類>

年金証書、実印や銀行印、不動産の権利証又は契約書 等

※ 書画、骨董品、貴金属、株券、現金などはお預かりできません。高額な物の場合は、他のサービスをご案内することがあります。

【注意点】

「(3) 日常的金銭管理」での日常的に使用する通帳等や「(4) 書類等預かりサービス」での書類等を預かる場合、あらかじめ同意を得て引渡す人を指定する必要があります。

◆利用料

相談は無料です。契約後の支援には、下記の料金がかかります。

・福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理

1 回 1 時間まで 1,200 円。以降 30 分ごとに 400 円が加算されます。

※ ただし、日常的金銭管理の援助で通帳の預かり及び管理する場合は、1 回 1 時間まで 1,600 円になります。

・書類等預かりサービス

基本料 2,000 円 (1 年間)、利用料 500 円 (1 ヵ月) ※ 生活保護受給世帯は無料です。

★利用料助成事業

越谷市社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）利用料の助成を行っています。

◆対象者

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用者（越谷市在住）で、低所得世帯の方

◆助成額

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）利用料の 9 割を助成

ふれあい収集

〈窓口〉リサイクルプラザ TEL 976-5375

ごみをご自身で集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。

◆受付方法

リサイクルプラザにて、電話による受付を行っています。

◆訪問調査

受付内容、排出場所等の確認のため自宅へお伺いします。

成年後見制度

〈窓口〉 成年後見センターこしがや

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階 TEL 966-2281 FAX 965-3855

◆利用相談

成年後見制度とは、高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方のために、判断能力に応じて選任された成年後見人、保佐人、補助人といった後見人が、財産の管理や契約、契約の取消し、介護、医療へのサポートなどに関与し、財産や権利を法的に保護する制度です。

成年後見センターこしがやでは、成年後見制度の内容や利用方法などの相談をお受けしています。相談の内容によっては、他の事業などもご案内しています。

◆相談日

月曜～金曜日 8時30分～17時（年末年始、祝日を除く）

◆費用

相談料は、無料です。

〈窓口〉 地域包括ケア課 障害福祉課

◆成年後見制度利用支援事業

(1) 市長による成年後見人等の申立て

身寄りのない判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の福祉の向上を図るため、後見人等の支援が必要であると判断される場合に、本人や親族に代わり、市長が家庭裁判所に成年後見等の開始等の審判請求を行います。また、その際に必要となる申立て費用等の必要な経費について、助成を行います。

(2) 選任された成年後見人等への報酬に対する助成

成年後見人等が選任された方で、成年後見人等への報酬を負担する余裕のない方に対し、助成を行います。

救急医療情報キットの配布

〈窓口〉 福祉総務課 障害福祉課

迅速で適正な救急救命活動につなげることを目的として、「かかりつけの医療機関」や「緊急連絡先」などの情報を、緊急時に備えて冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を希望者に無料で配布します。

◆配布対象

(1) 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

(2) ひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯

(3) 日中独居者、在宅要介護者など、生活上あるいは健康上不安を抱える方

※ 同一世帯に複数名が利用する場合でも、1世帯1セットの配布です。

救急医療情報キット内の情報は、随時新しい情報に更新してください。

市役所内 手話通訳タブレットの貸出し

〈窓口〉 庁舎管理課

聴覚に障がいのある方を対象に、手話に対応した遠隔通訳サービスが利用できるタブレット端末を市役所内2か所に設置しています。手話での案内を希望される方はどなたでもご利用できます。

◆設置場所

本庁舎1階 総合受付、第二庁舎1階 フロアガイド

ファックス 119 番

〈窓口〉 消防局指令課 TEL 974-0101

聴覚などに障がいがあり、電話での緊急通報が困難な方は、局番なしの 119 番でファックス通報をすることができます。

なお、ファックスによる通報をする場合は次のことに注意して通報してください。

- (1) ファックスによる 119 番を受信した場合、必ず「ファックスが届き、出動しました。」という内容を返信します。返信が届かない場合は、もう一度ファックスするか、別の手段で通報してください。
- (2) 119 番通報用紙に記入する内容は、一般の通報要領と同じですが、手話通訳者の派遣を希望する場合は、「手話通訳者の派遣を希望します。」と明記してください。なお、手話通訳者の派遣を希望されても派遣できない場合もあります。
- (3) 119 番通報用紙は手書きでもかまいませんが、消防局指令課、障害福祉課、または障害者福祉センターこぼと館でも配布しています。越谷市公式ホームページからダウンロードできます。

NET119 番

〈窓口〉 消防局指令課 TEL 974-0101

聴覚などに障がいのある方が、携帯電話やパソコンから、消防局の 119 サイトにアクセスして、緊急通報することができるものです。

このシステムを利用するには、あらかじめ登録申請が必要です。登録申請書は、消防局指令課または障害者福祉センターこぼと館でも配布しています。越谷市公式ホームページからダウンロードできます。

119 番通報システムに登録をされた方には、越谷市内で発生した火災情報をメールで配信しています。

メール 110 番・ファックス 110 番

埼玉県警察では、聴覚障がいのある方、または言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール 110 番」、「ファックス 110 番」(0120-264-110) を開設しています。通報方法は、専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により通報するシステムです。詳しくは、埼玉県警察ホームページをご覧ください。

なお、「メール 110 番」と「ファックス 110 番」は言葉や聴覚が不自由な方専用ですので、それ以外の方は通常の 110 番を利用してください。

◆埼玉県警察ホームページアドレス

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/>

電話リレーサービス

電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが「手話や文字」を音声に通訳することにより、聴覚障がい者と健聴者を電話で即時双方向につなぐサービスです。

利用にあたってはあらかじめ登録が必要です。登録方法は、専用のアプリをダウンロードしたスマートフォン、タブレット端末からオンラインまたは郵送での申し込みができます。

詳しくは、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。

◆日本財団電話リレーサービスホームページ

<https://nftrs.or.jp/>

越谷市災害時要援護者避難支援制度

〈窓口〉 危機管理室 地域包括ケア課 障害福祉課 子ども福祉課
各地区センター 各老人福祉センター

登録申請のあった「災害時要援護者」についての台帳を作成し、あらかじめ市と避難支援者（制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員など）が情報を共有しておくことで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって要援護者の避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行う制度です。

また、支援を受けるには、登録申請が必要となります。

◆対象者

- (1) 75歳以上の一人暮らしの方
- (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (3) 要介護3・4・5の認定を受けている方
- (4) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- (5) そのほか避難支援が必要と判断される方

◆申請

「災害時要援護者登録申請書兼個別計画」に必要事項を記入し、上記窓口へ提出してください。なお、代理の方による記載も可能です。

申請書は各申請先の窓口で配布しているほか、越谷市公式ホームページからもダウンロードできます。（各地区センターと各老人福祉センターでは、申請書の預かり業務のみを行います。申請に関する質問等は受けられませんのでご注意ください。）

※ 本制度の登録には、支援に必要な個人情報を自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、地域の支援者、消防、警察、社会福祉協議会、市に提供することについての同意が必要となります。

障がい者災害時支援バンダナ

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

支援が必要であることが理解されにくい障がい状況にある方々が、災害時等に着用することにより、避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくする目印として、『障がい者災害時支援バンダナ』を希望する方に配布しています。※ 枚数には限りがあります。

◆配布対象者

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 療育手帳④・A
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級



視覚障がいのある方が、メッセージの箇所やバンダナの裏表がわかるように、「目が不自由です」と表示されている隅にはタグが付いています。



〈窓口〉 広報シティプロモーション課

◆越谷市公式ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>



◆Twitter（ツイッター）での情報配信 @citykoshigaya

大規模災害時などにおける緊急情報（緊急≫）のほか、行政情報などを配信します。

<https://twitter.com/citykoshigaya>



◆LINE（ライン）での情報配信 citykoshigaya

大規模災害時などにおける防災行政無線の放送内容のほか、行政情報などを配信します。



◆越谷 City メール配信サービス

防災行政無線の放送内容や行政情報などを、携帯電話やスマートフォン、パソコンへメール配信します。

【登録方法】

登録サイトへアクセスし、「メールを送信する」から「空メール（件名、本文に何も書かずに送るメール）」を送信してください。

<https://citymail.city.koshigaya.saitama.jp/koshigaya/>



◆エリアメール、緊急速報メールの配信

越谷市では、株式会社 NTT ドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI 株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社の「緊急速報メール」を利用し、越谷市内の携帯電話に向け、避難指示などの情報を一斉配信します。

◆テレビ埼玉データ放送サービスの配信

災害時に避難情報や支援情報などを、テレビ埼玉（地上デジタル 3ch）のデータ放送を用いて配信します。

〈窓口〉 危機管理室

◆スマートフォンアプリ「防災こしがや」

防災行政無線の放送内容を文字と音声で受信できるだけでなく、ハザードマップや避難所案内の検索、安否登録などが利用できます。



Android 版



iOS 版

第8章 外出の支援

移動支援事業

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

屋外での移動に困難がある障がい者、障がい児、難病患者等の方に対し、外出のための支援を行います。

◆対象者

次の(1)~(4)のいずれかに該当し、屋外での移動が困難である場合に対象となります。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (2) 知的障害者更生相談所、児童相談所において知的障がいと判定された方
- (3) 医師により発達に障がいがあると診断された方
- (4) 障害者総合支援法の対象となる疾病（難病等）の診断を受けている方

◆サービス内容

原則、1日の範囲内で社会生活上必要不可欠な移動（買い物、各種手続きのための外出等）または余暇活動等の社会参加に必要な移動（スポーツ・文化活動への参加等）の際の付き添いを行います。

ただし、以下の移動については対象となりません。

- (1) 通学・通所・通勤（営業活動）に伴う移動
- (2) ギャンブル・飲酒を目的とした移動
- (3) 宗教・政治活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動
- (4) 保護者等による育児・養育が適当であると考えられる場合の障がい児に対する移動
- (5) その他、経済的活動・通年かつ長期に渡る移動の支援、社会通念上、当該制度を利用することが適当でないと認められる移動

◆費用

サービス費用の原則10%又は5%（定率負担）の負担となります（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は0%）。

◆申請に必要なもの

手帳 ※ 手帳を所持していない方はその代わりとなるもの

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

全身性・知的障害者介護人派遣事業

〈窓口〉 障害福祉課

脳性麻痺、筋疾患等による肢体不自由者で四肢体幹等全身にわたり重度の障がいのある方や重度の知的障がい者に対し、月96時間を限度として外出援助等のための介護人を派遣します。

◆対象者

- (1) 市内に居住する18歳以上の全身性障がい者で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第3項の規定による特別障害者又は脳性麻痺により身体障害者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が1級の方
- (2) 市内に居住する18歳以上の知的障がい者で、療育手帳の程度が④・Aの方、もしくは知的障害者更生相談所又は児童相談所において重度の知的障がいと判定された方

◆費用

なし（ただし、交通費等の実費負担あり）

◆申請に必要なもの（申請前にあらかじめご連絡ください。）

手帳（手帳を所持していない方は障がいの証明となるもの）

ガイドヘルパー派遣事業

〈窓口〉 障害福祉課（利用登録申請）

越谷市社会福祉協議会（派遣依頼先）

介護者がいないため、公的機関や医療機関などへ外出が困難な市内に居住する身体障がい者に対し、あらかじめ登録されたガイドヘルパーを派遣します。

◆対象者 以下の(1)~(3)の要件すべてに該当する方

- (1) 身体障害者手帳における視覚障害 1・2 級の方、又は下肢・体幹 1・2 級の方で車椅子利用者
- (2) 重度の障がいのため単独行動に極めて支障があり、その世帯等に適当な介護者が得られない方
- (3) 低所得世帯に属する方 ※ 特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯の方

◆費用

なし（ただし、ガイドヘルパーの交通費等の実費負担あり）

◆申請に必要なもの

手帳 ※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上）

子ども福祉課（18 歳未満）

在宅の重度の障がいのある方の外出を容易にし、経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費の一部の助成として、福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券を交付しています。「福祉タクシー利用券」又は「自動車燃料費助成券」のいずれか選択制です（券の残枚数によって、年度内の区分変更が可能です）。

◆対象者

市内に住所を有し、以下の障がい程度を有する方

※ 障害児入所施設、障害者支援施設（生活介護を受けている場合）、特別養護老人ホーム等に入所中の方は、対象外です。

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級及び下肢・体幹・移動機能障害 3 級
- (2) 療育手帳④・A・B
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

◆交付要件

交付前年度の本人の市町村民税が非課税の方

◆申請に必要なもの

- (1) 手帳
- (2) 非課税証明書（前年度の市・県民税について、越谷市以外で決定している場合）
- (3) 登録に係る運転免許証及び自動車検査証等（自動車燃料費助成券をご希望の方のみ）

運転者…障がい者本人又は介護者である家族

自動車…障がい者本人又は介護者である家族が所有する「自家用」の自動車、原動機付自転車（「事業用」の自動車等は、助成対象外です）

福祉タクシー利用料金の助成

- (1) 助成額 福祉タクシー利用券 1 枚当たり普通車のタクシー初乗運賃相当額
※ 埼玉県又は越谷市と協定を結んだ県内の多くの事業者のタクシーで利用できます。利用券は 1 回の乗車につき、2 枚まで使用できます（ただし、利用料金が初乗運賃相当額の 2 倍以上の場合に限ります）。障害者手帳の提示による割引が適用される際は、1 割引後の料金で計算します。釣り銭は出ません。（ただし、精神障害者保健福祉手帳は割引対象外。第 11 章「タクシー運賃の割引」参照）
- (2) 助成枚数 年度 48 枚（1 月当たり 4 枚換算で、申請月により助成枚数が変わります）
- (3) 使用方法 料金を支払う際に、手帳を提示し、利用料金と助成額との差額を支払ってください。

自動車燃料費の助成

- (1) 助成額 自動車燃料費助成券 1 枚当たり 730 円
※ 越谷市と協定を結んだ市内の給油所に限り使用できます。
1 回の給油につき 2 枚まで使用できます。釣り銭は出ません。
- (2) 助成枚数 年度 12 枚（1 月当たり 1 枚換算で、申請月により助成枚数が変わります）
- (3) 使用方法 給油の前に、助成券を利用する旨を伝え、給油所の指示に従ってください。

自動車運転免許取得費の支給

〈窓口〉 障害福祉課

身体、知的、精神に障がいのある方が、免許の取得によりその自立が見込まれる場合に、取得に要する費用の支給を行っています（運転免許は第一種普通免許に限ります）。

※ 所定の証明書が必要で、教習を受ける前に申請が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

◆対象者

自動車運転免許を取得しようとする身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

◆支給額

運転免許取得費用の 3 分の 2（限度額 120,000 円）

◆申請に必要なもの

〔取得前〕手帳、運転免許取得計画書、都道府県警察本部における運転適正相談の結果が分かる書類
〔取得後〕運転免許証（写し）、自動車運転免許取得報告書、自動車運転免許取得経費支出証明書

埼玉県運転免許センター

〈窓口〉 運転免許試験課安全運転相談室

〒365-0028 鴻巣市鴻巣 405-4 TEL 048-543-2001(音声ガイダンス：4 番) FAX 048-543-7727

心身に障がいのある方が自動車の免許を取得しようとするときに、運転適性などの検査・相談を行っています。

◆受付時間

月曜～金曜日 9 時～11 時 45 分、12 時 45 分～15 時（年末年始、祝日を除く）

毎月第 3 日曜日 9 時～11 時 45 分、12 時 45 分～15 時（要予約）

◆費用

無料

自動車改造費の支給

〈窓口〉 障害福祉課

身体に障がいのある方が、自らが所有し、運転する自動車の改造を行う場合に、改造に要する費用の支給を行っています。既に自動車改造費の支給を受けた車から、新しく買い替える際にも対象となる場合があります。なお、支給を受けた日から6年間は支給を受けることができません。

※ 改造内容等に制限がありますので、事前にご相談ください。

◆対象者

下記の(1)~(3)の全ての要件に該当する人

- (1) 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹機能障害1~3級）を所持している人
 - (2) 都道府県公安委員会により運転することができる自動車の種類が限定又は必要な条件を付されている人
 - (3) 特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する在宅の人
- なお、所得制限限度額は、身体障害者手帳の交付を受けているご本人、配偶者、扶養義務者の状況により異なります。

◆補助額

改造費用の100,000円まで

◆改造内容

操向装置、駆動装置等（ハンドル、ブレーキ、アクセル等）の改造

◆申請に必要なもの

〔改造前〕 手帳、運転免許証の写し、事業計画書、改造費見積書

〔改造後〕 完了報告書、領収書（写し）、改造後の写真

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

福祉車両の貸出し

〈窓口〉 越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館2階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

市内在住で、車いすを利用する方やその付添者が、病院や公共機関、レクリエーションに参加する際に、貸出しをしています。

※ 自動車の貸出しのみです。運転者は利用の方が手配してください。予約制ですのでご申請の前にお電話等で車両の予約状況を確認してください。予約の受付は利用希望日の1ヵ月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

◆貸出し車両

軽自動車ワゴン（スロープ付：定員4人）

◆費用

無料（ガソリン代、有料道路代、駐車場料金等は自己負担）

◆利用回数及び時間

1ヵ月に5日間まで（連続での利用も可）、9時から17時までの間

※ 土日祝祭日の利用も可能ですが、貸出しと返却の手続きは、月曜～金曜日9時～17時（年末年始、祝日を除く）に行います。

◆申請に必要なもの

印鑑、運転される方の免許証

歩行困難な方の駐車許可証（駐車禁止規制除外標章）の交付

〈窓口〉 越谷警察署 交通課 〒343-0023 越谷市東越谷 6-27-6 TEL 964-0110

「駐車禁止規制除外標章」を掲示している場合は、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。ただし、駐停車禁止場所の駐車、法定駐車禁止場所の駐車、駐車の方法に従わない駐車、車庫代わり駐車、長時間駐車はできません。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳（歩行困難な方）
- (2) 療育手帳 最重度「㊸」、重度「A」（歩行困難な方）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級（歩行困難な方）

◆申請

住所地を管轄する警察署に、申請書に各種手帳を添えて申請してください。

※ 交付申請の内容により臨時適性検査の対象となる場合があります。

◆身体障害者手帳及び戦傷病者手帳（歩行困難な方）

障がい区分		手帳の種類	
		身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
視覚障害		1～3 級、4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2・3 級	
平衡機能障害		3 級	
上肢不自由		1 級・2 級の 1・2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1～4 級 ※ 5・6 級で歩行困難な方についてはお問合せください。	
体幹不自由		1～3 級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1～4 級	—
障がい区分		手帳の種類	
		身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
心臓機能障害		1・3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3 級	—
肝臓機能障害			特別項症から第三項症までの各項症

◆療育手帳

最重度「㊸」、重度「A」（歩行困難な方）

◆精神障害者保健福祉手帳

1 級（歩行困難な方）

身体障害者補助犬

〈窓口〉 障害福祉課

身体に障がいのある方の行動範囲を広げ、社会復帰、自立に役立てるため、埼玉県身体障害者補助犬給付要綱に基づく盲導犬、介助犬及び聴導犬の給付申請の受付を行っています。

◆対象者

県内に 1 年以上居住する 18 歳以上の身体障害者手帳所持者

- (1) 盲導犬：視覚障がい 1 級
- (2) 介助犬：肢体不自由 1・2 級
- (3) 聴導犬：聴覚障がい 2 級

◆申請に必要なもの

手帳、印鑑、身体障害者補助犬給付申請書、飼育同意書（借家等の場合）

【ほじょ犬マーク】



バリアフリーマップ

〈窓口〉 障害福祉課

障がい者や高齢者、乳幼児をお連れの方等、様々な方が安心して外出し、行動範囲を拡大できるよう、市内の公共施設等のバリアフリー情報（段差、エレベーター、多機能トイレ、おむつ台等）を取りまとめた冊子です。越谷市公式ホームページから電子版をご覧ください。

◆対象者


対象者について、条件はありません

◆配布場所



障害福祉課窓口、地区センター・交流館等の公共施設窓口

障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、一例として以下のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。障がい者に関するマークについての情報は以下に公開されています。 <http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>（内閣府ホームページ）

名称	概要等	連絡先
【障がい者のための国際シンボルマーク】 	<p>障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障がいのある方を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がいのある方を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>

<p>【身体障害者標識】 (身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141(代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141(代)</p>
<p>【盲人のための 国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://ncwbj.or.jp/ TEL 03-5291-7885</p>
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</p> <p>聴覚障がいのある方は、見た目にはその障がいが見えないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 https://www.zennancho.or.jp TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237</p>

<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>http://www.ecomo.or.jp/</p> <p>TEL 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方を表しています。外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのため、視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られました。</p> <p>内部障がいのある方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p> <p>http://www.normanet.net.jp/~h-plus/</p> <p>TEL 080-4824-9928</p>

ヘルプマーク・ヘルプカード

〈窓口〉障害福祉課

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、障がいや疾病のある方、妊娠初期の方等が携行することで周囲から援助を受けやすくするマークです。

◆ヘルプカード

事前に自分の情報（住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医、服薬状況、障がいの状況等）を記入し携帯することで、日常生活や緊急時・災害時などに、必要な支援や配慮等の情報を伝えやすくするためのカードです。

◆対象者

障がいや疾病のある方、妊娠中や高齢の方など、周囲の援助や配慮を必要とする方

※ 家族・ヘルパー等、代理の方への配布も行っています。

◆配布場所

障害福祉課窓口（ヘルプカードは越谷市公式ホームページからダウンロード可能）



第9章 社会参加の促進

手話通訳者・要約筆記者の派遣

〈窓口〉越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣事務所 TEL・FAX 966-4593

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 中央市民会館 1階 障害者福祉センターこばと館内
e-mail syuwa@koshigaya-syakyo.com

聴覚に障がいのある方のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、各種手続き・相談等、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

◆対象者

市内在住の聴覚障がい者等

◆受付時間

火曜～土曜日 8時30分～17時（年未年始、祝日を除く）

◆派遣時間

8時～21時（原則3日前までに要予約）

◆費用

一部交通費などの負担があります。

盲ろう者向け通訳・介護者派遣事業

〈窓口〉埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事務所

〒330-0046 さいたま市浦和区大原 3-10-1 障害者交流センター内 TEL・FAX 048-823-7080

重度盲ろう者のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

◆対象者

視覚・聴覚の両方の障がいがあり、身体障害者手帳2級以上の方

◆受付時間

火曜～金曜日 9時30分～16時30分（年未年始及び8月13日～16日は休み）

障害者福祉センターこばと館

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 中央市民会館 1階 TEL 966-6633 FAX 966-4515

障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

◆休所日

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 月曜日
- (3) 年未年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※ 月曜日が(1)の日に当たる場合は、その翌日も休所となります。

◆開所時間

9時～21時30分

◆主な事業内容

- (1) 在宅障がい者へのデイサービス（機能訓練・社会適応訓練・各種講習会など）
- (2) 障がい者関係福祉団体への部屋の貸出し
- (3) 障がい者福祉ボランティアの育成（手話通訳者・要約筆記者養成講習会など）

録音図書等の貸出サービス等

〈窓口〉越谷市立図書館 〒343-0023 越谷市東越谷 4-9-1 TEL 965-2655

北部市民会館図書室 〒343-0033 越谷市恩間 181-1 TEL 978-5311

南部図書室 〒343-0845 越谷市南越谷 1-2876-1 TEL 990-0305

市民活動支援センター中央図書室 〒343-0816 越谷市弥生町 16-1 TEL 969-1800

本を音訳した録音図書（カセットテープ、デイジー録音図書（CD））を、活字による読書が困難な方に図書館の窓口等で貸出しをいたします（視覚に障がいのある方には郵送で貸出しをいたします。返却も含め、送料はかかりません）。デイジー録音図書（CD）は、専用再生機（プレクストーク）やパソコン等で聴くことができます。録音図書の貸出サービスをご希望の方は、越谷市立図書館までお問い合わせください。

また、読書活動を支援するサービスとして、点字図書、字が大きく読みやすい大活字本・拡大写本の貸出しや、読みたい本が大きな字で読める拡大読書器、ご希望の本を朗読する対面朗読のサービスもありますので、ご利用ください。

資料の配送サービス

〈窓口〉越谷市立図書館 〒343-0023 越谷市東越谷 4-9-1 TEL 965-2655

図書館の通常の利用が困難な方（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方など）に、お近くの地区センター・公民館や移動図書館駐車場、またはご自宅に図書等を配送いたします。詳しくは、越谷市立図書館までお問い合わせください。

移動図書館

〈窓口〉越谷市立図書館 〒343-0023 越谷市東越谷 4-9-1 TEL 965-2655

越谷市立図書館では、移動図書館車を運行しています。2台の移動図書館「しらこぼと号」は、図書館(室)から離れた地域を中心に、市内の小学校や公園など 32 か所を巡回しています。巡回日程表は、図書館(室)の窓口や越谷市立図書館ホームページ、越谷市公式ホームページにありますので、ご確認の上ご利用ください。ご不明な点がありましたら、越谷市立図書館までお問い合わせください。

◆ホームページアドレス

- (1) 越谷市立図書館ホームページ

<https://lib.city.koshigaya.saitama.jp/>

- (2) 越谷市公式ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/toiawase/shisetsu/tosyokan/idoutosyokan.html>

レファレンスサービス

〈窓口〉越谷市立図書館 〒343-0023 越谷市東越谷 4-9-1 TEL 965-2655 FAX 962-3054

北部市民会館図書室 〒343-0033 越谷市恩間 181-1 TEL 978-5311 FAX 978-5880

南部図書室 〒343-0845 越谷市南越谷 1-2876-1 TEL 990-0305 FAX 990-0308

市民活動支援センター中央図書室 〒343-0816 越谷市弥生町 16-1

TEL 969-1800 FAX 969-1801

レファレンスサービスとは、図書館資料などを使って、調べたいことがらを解決するお手伝いをすることです。資料の紹介や提供のほか、即座にお答えできるような軽易な事項の情報提供もいたします。図書館(室)の窓口で直接お尋ねになるほか、電話・FAX・文書でも受け付けています。なお、医療・法律・身上相談などには対応できませんのでご了承ください。

電子図書館

〈窓口〉越谷市立図書館 〒343-0023 越谷市東越谷 4-9-1 TEL 965-2655 FAX 962-3054

図書館に来館しなくてもお手持ちのパソコンやスマートフォンで読書を楽しめるサービスです。読み上げ機能や文字の拡大機能等のあるコンテンツがあります。越谷市在住・在学・在勤で、図書館の利用券をお持ちの方が、図書館ホームページからパスワードを設定することで利用できるようになります（図書館の「利用者のページ」のパスワードと共通です）。なお、通信料は利用者負担となりますのでご注意ください。詳しくは市立図書館までお問い合わせください。

◆ホームページアドレス

越谷市電子図書館ホームページ

<https://web.d-library.jp/koshigaya/g0101/top/>

埼玉点字図書館

〈窓口〉埼玉点字図書館

〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-465 TEL 048-652-4824 FAX 048-652-9795

埼玉点字図書館では、県内に住む視覚に障がいのある方で、身体障害者手帳を交付された方に点字図書や録音図書（デジCD 図書）の貸出を郵送などで行っています。

「こしがや市議会だより」・「広報こしがや」CD版・点字版

視覚に障がいのある方などで、希望される方に対して「こしがや市議会だより」、「広報こしがや」のCD版、点字版の配布等を行っています。詳しくは、下記窓口までお問い合わせください。

〈窓口〉「こしがや市議会だより」・・・議会事務局議事課

「広報こしがや」・・・広報シティプロモーション課

青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）

〈窓口〉お近くの郵便局

日本郵便株式会社では、毎年4月～5月頃、重度の身体障がい（1・2級）または重度の知的障がい（療育手帳④・A）のある方に青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

電話お願い手帳

〈窓口〉NTT各営業所 TEL 116

NTTでは、聴覚障がい、音声・言語機能障がいのある方に対して、電話お願い手帳を無料で配布しています。また、本手帳の機能を携帯端末等で実現できる「電話お願い手帳WEB版/アプリ版」を提供しています。なお、「ふれあい速達便」については、Web上での提供となっています。詳しくは、NTT東日本ホームページをご覧ください。

郵便等による不在者投票制度

〈窓口〉越谷市選挙管理委員会

身体に重度の障がい等があり、次の「対象者」に該当する方は、あらかじめ、越谷市選挙管理委員会で所定の手続きを行うことにより、郵便等による不在者投票ができます。

【対象者（下記①～③のいずれかに当てはまる方）】

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の表に該当する方。

障がい区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
両下肢、体幹	1・2級	特別項症～第2項症
移動機能	1・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸または小腸	1・3級	特別項症～第3項症
免疫	1～3級	—
肝臓	1～3級	特別項症～第3項症

② 障がいの程度が上記の表の記載等級に相当することについて、越谷市長等から書面により証明を受けた方。

③ 要介護者の方で、介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分が「要介護5」である方。

郵便等による不在者投票における代理記載制度

〈窓口〉越谷市選挙管理委員会

郵便等による不在者投票をすることができる方で、次の「対象者」に該当する方は、あらかじめ、越谷市選挙管理委員会に代理記載人として届け出た方（選挙権を有する方に限る）に、投票に関する記載をさせることができます。

【対象者（下記①～②のいずれかに当てはまる方）】

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の表に該当する方。

障がい区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
上肢、視覚	1級	特別項症～第2項症

② 障害の程度が上記の表の記載等級に相当することについて、越谷市長等から書面により証明を受けた方。

投票所における代理投票

けがや心身の障がい等により、投票用紙に自ら字を書くことが困難な場合、本人の意思に基づき、投票所の係員が代筆することが可能ですので、その旨をお伝えください。

投票所における点字投票

目の不自由な方で、点字での投票を希望される方は、点字器を用意してありますので、投票所の係員にその旨をお伝えください。

第10章 税の控除・減免

所得税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がいのある方の場合、その障がいのある方1人につき所得金額から次の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

	要件	控除額	窓口
特別障害者の場合	(1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 療育手帳④・A (3) 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	越谷税務署 〒343-0807 越谷市赤山町5-7-47 TEL 965-8111
同居特別障害者の場合	(4) 精神又は身体に障がいのある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けている方など	75万円	
特別障害者以外の場合	(1) 身体障害者手帳3～6級 (2) 療育手帳B・C (3) 精神障害者保健福祉手帳2・3級 (4) 精神又は身体に障がいのある年齢65歳以上の方で、その障がいの程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けている方など	27万円	手帳又は認定書を持参し、越谷税務署へ確定申告するか、又は勤務先で年末調整を行ってください。

市民税・県民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がいのある方の場合、その障がいのある方1人につき所得金額から次の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

	要件	控除額	窓口
特別障害者の場合	所得税に同じ	30万円	市民税課 手帳又は認定書を持参してください。
同居特別障害者の場合		53万円	
特別障害者以外の場合	所得税に同じ	26万円	

市民税・県民税の非課税制度

〈窓口〉市民税課

本人が障がいのある方の場合、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、均等割も所得割も課税されないこととなります。

相続税の障害者控除

障がいのある方が相続又は遺贈により財産を取得した時に、日本国内に住所がある法定相続人である場合、一定の額が控除になります。

	要 件	控除額	窓 口
特別障害者 の場合	(1) 身体障害者手帳 1・2 級 (2) 療育手帳 ^① ・A (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級 (4) 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けている方など	(85 歳－相続開始時の年齢) × 20 万円 ※ 平成 26 年 12 月 31 日以前の相続開始の場合は 1 年につき 12 万円となります。	越谷税務署 〒343-0807 越谷市赤山町 5-7-47 TEL 965-8111
特別障害者 以外の場合	(1) 身体障害者手帳 3～6 級 (2) 療育手帳 B・C (3) 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級 (4) 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けている方など	(85 歳－相続開始時の年齢) × 10 万円 ※ 平成 26 年 12 月 31 日以前の相続開始の場合は 1 年につき 6 万円となります。	

特定障害者に対する贈与税の非課税

要 件	控 除 額	窓 口
特定障害者の方が「特定障害者扶養信託契約」に基づく、信託受益権の贈与を受けた場合 ※1 特定障害者には、特別障害者の方のほか、一定の障害者の方を含みます。 ※2 特別障害者以外の方に係る非課税措置は、平成 25 年 4 月 1 日以降にされる特定障害者扶養信託について適用されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定障害者のうち特別障害者の方 6,000 万円まで非課税 ・ 特定障害者のうち特別障害者以外の方 3,000 万円まで非課税 	各信託銀行等 ※ 信託銀行等に「障害者非課税信託申告書」を提出する必要があります。

個人事業税

要 件	控 除 額	窓 口
両眼の視力が 0.06 以下の視覚障害のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合	非課税	越谷県税事務所 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL 962-2298

自動車税（環境性能割・種別割）の減免

〈窓口〉自動車税事務所 春日部支所 〒344-0042 春日部市増戸 752-5 TEL 048-763-4111

越谷県税事務所 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎 1階 TEL 048-962-2191

※ 県税事務所では、その年の4月1日現在所有（使用）している自動車税（環境性能割・種別割）に限り受け付けます。4月1日以降に取得した自動車については、自動車税事務所で申請してください。

下記に該当する方や家族が所有しているか、又は取得する自動車で、主に埼玉県内に居住する障がい者の通院、通学、通所、生業に使用する自動車（障がいのある方1人について1台）については、自動車税（環境性能割・種別割）の減免制度があります。

令和元年10月の税制改正により、自動車税・自動車取得税の名称が変更になりました。今後も、税制改正が実施された際は、変更点が生じる可能性があります。埼玉県が発行するパンフレット「障害者に対する自動車税（環境性能割・種別割）の減免について」を確認してください。

◆減免の対象となる自動車 ※全てを満たす場合に限りです。

(1) 自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができる要件

- ① 埼玉県内に住民登録のある障がいのある方のために利用すること（障がいのある方1人につき1台）。
- ② 埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。（埼玉県外に転出して自動車の登録変更をしていない場合は減免不可。）
- ③ 納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること（納税義務者が法人の自動車は減免不可）。
- ④ 自動車検査証に「自家用」と表記されていること。（「事業用」では減免不可。）
- ⑤ 自動車を障がいのある方の通院・通学・通所・生業のいずれかの目的で使用すること。
- ⑥ 障がいのある方が次ページ「◆減免の対象となる障がいの区分及び級」に該当する障害の認定を受けていること。

(2) 障がいのある方との関係

納税義務者 \ 運転者	障がいのある方本人	障がいのある方と同一生計の家族等	常時介護者（障がいのある方のために常時運転する方）
障がいのある方本人	○	○	△
障がいのある方と同一生計の家族等	○	○	×
常時介護者	×	×	×

○→ 減免できます

×→ 減免できません

△→ 障がいのある方の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

◆減免の対象となる障がいの区分及び級

手帳の種類及び障がいの区分		減免の対象となる障がいの級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1・3級	
	体幹	1～3・5級	
	聴覚	2・3級	
	視覚	1～3級・4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	音声又は言語機能	3級（こゝ頭が摘出された場合に限りです。）	
	平衡機能	3級	
	上肢	1・2級	
	下肢	1～6級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1・2級
		移動	1～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能	1～3級	
療育手帳	④・A		
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方		

- ※ 障がい名が「半身不随」の場合や複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの級を確認します。
- ※ 障がいのある方が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳1・2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳④・Aの方若しくは精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります。
- ※ 戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◆手続きに必要なもの

自動車の所有者（納税義務者）		自動車の運転者	必要な書類
ア	障がいのある方本人	本人	①②③④⑧⑨
		同一生計の方	①②③④⑤⑧⑨
イ	障がいのある方と同一生計の家族等	本人	※ 同居している場合は⑤を省略できます。
		同一生計の方	
ウ	障がいのある方本人（世帯に運転免許証をお持ちの家族等がいない方）	常時介護者（障がいのある方のために常時運転する方）	①②③④⑥⑦⑧⑨

○共通の持ち物

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
※ 必ず実物を持参してください。
精神障害者保健福祉手帳で申請される方は、併せて自立支援医療受給者証（精神通院医療）
（受給者証の交付を受けていない場合は、精神通院医療を受けていることが確認できるもの）が必要です。
- ② 運転者の運転免許証（コピー可、表裏両面）
- ③ 自動車検査証（コピー可）
※電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可）
- ④ 自動車税（種別割）の納税通知書（4月1日時点で所有する自動車に申請する方で、申請時に届いている場合）

<各種様式（減免申請書・同一生計に関する誓約書・常時介護者の誓約書）の入手方法について>

自動車税関係書類様式集 埼玉県と検索。

又は、アドレスバーに <https://www.pref.saitama.lg.jp/b0216/jz-down20110701.html> を入力してください。

○障がいのある方と同一生計の家族等が別居（住民票の住所が異なる）の場合

- ⑤ 障がいのある方と同一生計の家族等の氏名が併記された加入医療保険の保険証、源泉徴収票など、同一生計（扶養関係）であることが確認できる書類（コピー可）、又は、「同一生計に関する誓約書」（同一生計の家族等が対象）を埼玉県ホームページからダウンロードしたもの、又は、窓口で交付を受けた用紙に納税義務者が自署したもの

○上記「◆手続きに必要な書類」でウに該当する場合

- ⑥ 障がいのある方の世帯全員の住民票の写し※ 申請前3か月以内に発行されたもの
- ⑦ 「常時介護者の誓約書」（埼玉県ホームページからダウンロードしたもの、又は、窓口で交付を受けた用紙に常時介護者が自署したもの）

○年度途中で取得した自動車の場合

- ⑧ 自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（コピー可）
※ 自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）を利用して登録した場合は不要

○減免を受けていた自動車がある場合

- ⑨ 減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）
〔例〕登録識別情報等通知書（一時抹消登録）、移転登録・名義変更後の自動車検査証 ※
※電子車検査の場合は自動車検査証記録事項のコピー

◆手帳の交付申請中の場合

減免の仮申請をすることができます。上記①の代わりに、手帳の交付を申請した事実がわかる書類（市区町村の申請受理証明書、受理済み申請書のコピー等）が必要です。

◆申請場所・申請期限

減免該当の可否等について、事前に電話で確認してください。

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車※2
申請場所	県税事務所又は自動車税事務所春日部支所	自動車税事務所春日部支所
申請期限	納税通知書に記載された納期限※1	登録の日から30日以内※3

※1 納期限（5/31）後でも申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額となります。

※2 登録時に減免の対象となる税額がない自動車は、翌年度に「4月1日現在で所有している自動車」として申請してください。

※3 申請期限を過ぎた場合、自動車税（環境性能割）は減免できません。自動車税（種別割）については、これまで減免を受けていた自動車を抹消登録した場合に限り、申請月の翌月分から月割りの減免になります。

◆減免の上限額

- (1) 自動車税（種別割）：45,000円（15%重課対象車は51,700円）
年度途中で新規登録した場合や申請期限を過ぎて申請した場合、月割した額が上限額となります。
- (2) 自動車税（環境性能割）：300万円×該当する自動車の税率
上記で算出した額を減免額の上限とします。
なお、障がいのある方の利用のために構造変更した場合は、構造変更に係る価額を300万円に加算できる場合があるので、お問い合わせください（上限額を超えた差額は納付していただくこととなります）。

軽自動車税（種別割）の減免

〈窓口〉市民税課

◆減免を受けることができる軽自動車等

専ら障がいのある方が通院、通学、通勤又は生業のために使用している軽自動車等について、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

手帳の種類及び障がいの区分		減免の対象となる障がいの級	
身体障害者手帳	視覚	1～3級・4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	聴覚	2・3級	
	平衡機能	3級	
	音声又は言語機能	3級（こゝ頭が摘出された場合に限ります）	
	上肢	1・2級	
	下肢	1～6級	
	体幹	1～3・5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1・2級
		移動	1～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能	1・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能	1～3級		
療育手帳	Ⓐ・A		
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方		

※ 障がい名が「半身不随」の場合や複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの級を確認します。

※ 戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◆手続きに必要なもの

軽自動車の所有者（納税義務者）	軽自動車の運転者	必要な書類
ア 障がいのある方本人	本人	①②③④⑤⑧
	同一生計の方	①②③④⑤⑥⑧ ※ 同居している場合は⑥を省略できます。
イ 障がいのある方と同一生計の方	本人	
	同一生計の方	
ウ 障がいのある方のみで構成される世帯の障害のある方	障がいのある方を常時介護する方	①②③④⑤⑦⑧

① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

※ 必ず実物を持参してください。

② 【精神障害者保健福祉手帳の場合のみ】自立支援医療受給者証（精神通院医療）（コピー可）

③ 運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）

④ 自動車検査証（コピー可）

⑤ 軽自動車税（種別割）の納税通知書

⑥ 障がいのある方と同一生計の方の氏名が併記された加入医療保険の保険証、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類（コピー可）

⑦ 常時介護の誓約書（事前に市民税課にご相談ください。）

⑧ マイナンバー関係書類

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編 1,2 ページ」をご参照ください。

〈注意事項〉

- (1) 減免申請を行うことができる期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。
※ 減免申請期限後の申請は、受付できません。
- (2) 減免台数は障害のある方1人につき1台です。自動車税（種別割）の減免を受けた場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。
- (3) 自動車検査証に事業用と記載されている車両又はリース車両は、上記の減免を受けることはできません。
- (4) 郵送によるお手続きを希望される場合は申請用紙を送付しますので、上記申請期間内に市民税課軽自動車税担当までお問い合わせください。

利子所得等の非課税に関する制度

〈窓口〉各金融機関の担当窓口

預貯金や国債などの利子は、原則として所得税等が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税となっています。

ただし、障がいのある方又は寡婦で一定の要件に該当する人の貯蓄の利子等については、非課税制度があります。

所得税及び市民税・県民税の医療費控除

〈窓口〉 所得税

越谷税務署 TEL 965-8111

市民税・県民税

市民税課

医師等による治療などに支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

その年中（市民税・県民税の場合は前年中）に支払った医療費の総額	－	保険金などで補てんされる金額	－	10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の額	＝	医療費控除額 (最高 200万円)
---------------------------------	---	----------------	---	----------------------------	---	----------------------

※ 保険金などで補てんされる金額とは、社会保険等から支給を受ける療養費などの給付金のほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

医療費控除を受けるためには、確定申告書又は市民税・県民税申告書の提出の際に、医療費の明細書等を添付する必要があります。

※ 申告時に領収書・レシート等の提出は必要ありませんが、法定納期限等から5年間は提出又は提示を求める場合がありますので、捨てずに必ず自宅等にて保管してください。

医療費控除の対象となる医療費には、次のようなものがあります。

(1) 次のもののうち、その症状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ア 医師、歯科医師による診療代、治療代
- イ 治療、療養のために必要な医薬品の購入費
- ウ 病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価
- エ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
- オ 保健師、看護師などに支払った療養（在宅療養を含む）上の世話の対価
- カ 助産師による分べんの介助料
- キ 介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価・自己負担額で次のようなもの
 - ・介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービスの対価として支払った額
 - ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスの対価として支払った額の2分の1相当額
 - ・一定の居宅サービス及び介護予防サービスの自己負担額
- ク 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価

(2) 次のような費用で、医師等による診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- ア 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの
- イ 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- ウ 6ヵ月以上寝たきりの状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
この場合は、領収書のほか、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、介護保険課にもあります。
- エ 人工肛門のストーマ（排泄孔）又は尿路変向（更）のストーマ用装具に係る費用
この場合は、領収書のほか、治療を行っている医師が発行した「ストーマ用装具使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、障害福祉課にもあります。

第 1 章 公共料金の割引

J R 運賃の割引

〈窓口〉 JR 各社

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第 1 種身体障がい者とその介護者 (1 人のみ) 第 1 種知的障がい者とその介護者 (1 人のみ)	普通乗車券・定期乗車券 ・回数乗車券・急行券	5 割	全線
第 1 種及び 2 種身体障がい者 (単独) 第 1 種及び 2 種知的障がい者 (単独)	普通乗車券	5 割	片道 100km を 超える区間
定期券を使用する 12 歳未満の第 2 種障がい児に 付き添う介護者	定期乗車券	5 割	全線

※ 小児も割引になりますが、定期乗車券は、割引されません。

※ 運賃のかからない幼児の介護者についても、上記の割引が適用されます (第 1 種のみ)。

◆利用方法

駅の窓口にて、手帳の提示による本人確認が必要です。

なお、大人で第 1 種の手帳をお持ちの方が、介護者とともに乗車する場合には、片道 100 km までは自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます (有人改札口をご利用ください)。

※ IC カードが利用できる場合もあります。詳しくは、JR 各社へお問い合わせください。

私鉄運賃の割引

〈窓口〉 各鉄道会社

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは原則として JR 線と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接各鉄道会社にお問い合わせください。

※ 乗車券を購入の際、駅の窓口にて、手帳の提示による本人確認が必要です。

バス運賃の割引

〈窓口〉 各バス会社

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 (注)	普通乗車券	5 割	路線バスの 乗車区間	手帳の提示による本人確認を受けた 上で、料金を支払ってください。 乗車券を購入の際、窓口到手帳の 提示による本人確認が必要です。
	定期乗車券	3 割		

(注) 精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳に顔写真が貼付されている場合のみ割引となります。

※ 知的障がい者、第 1 種身体障がい者、精神障がい者及び 12 歳未満の身体障がい児の方は介護者も割引になります。

※ 6 歳未満の幼児は無料です (介護者は半額割引になります)。

※ 小児も割引になりますが、定期乗車券は割引されません。

※ バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各バス会社にお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

〈窓口〉 各タクシー業者

区 分	割引率	取扱区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者	1 割	タクシーを利用する場合 (国内のほとん どのタクシー事業者が実施しています)	料金を支払う際に、手帳の提示 による本人確認が必要です。

※ 福祉タクシー利用券 (第 8 章「福祉タクシー利用料金の助成」参照) との併用ができます。

航空運賃の割引

〈窓口〉各航空会社

区 分	割 引 対 象 者
搭乗時の年齢が12歳以上で以下の手帳を所持している方 ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	本人 本人と同一便に搭乗する介護者1名 ※ 割引率は航空会社により異なりますので、航空会社へ直接お問い合わせください。
搭乗時の年齢が3歳以上12歳未満（小児）で上記手帳を所持している方	本人と同一便に搭乗する介護者1名 ※ 割引率は航空会社により異なりますので、航空会社へ直接お問い合わせください。
座席を使用しない幼児（3歳未満）	介護者の割引はなし

※ 取扱い区間は、定期航空路線の国内線全区間です。

※ 航空券の購入及び搭乗手続きの際などに、手帳の提示による本人確認が必要です。

有料道路通行料金の割引

〈窓口〉障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

手帳をお持ちの方は、下記の条件で、料金が半額になります。令和5年3月27日より、特定の自動車保有をされていない方についても上記窓口で事前に申請することにより、親族や知人等の所有する自動車やレンタカー等に乗車の際に割引が適用されます。ただし、ETCカードを利用して割引の適用を希望される場合は申請の際に要件を満たす自動車とETCカードの登録をしている必要があります。

区 分	割 引 条 件	
身体障害者手帳	第1種	障がい者本人・介護者運転
	第2種	障がい者本人運転のみ
療育手帳	㊤・A	介護者運転のみ

※ 登録のできる自動車は所有者が本人または親族等であり、車検証等に自家用と記載があるもの

※ 登録のできるETCカードは障がい者本人名義のもの（18歳未満の場合は保護者名義でも可）

〈手続きに必要なもの〉

	障害者手帳	車検証等	運転免許証	ETCカード	セットアップ証明
特定の自動車を登録する場合	○	○	○ (第2種のみ)	○	○
特定の自動車を登録しない場合		×		×	×
〈制度についての問い合わせ先〉 高速道路株式会社 有料道路 ETC 割引登録係（受付時間：平日9～17時） TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110					

※ 車検証等は自動車検査証（電子化した車検証は不可）・自動車検査証記録事項・軽自動車届出済証

◆利用方法

- ・料金所で手帳を呈示し、記載事項の確認後に料金を支払います。
- ・ETCを利用する場合は、ETCレーンをノンストップで通過します。

※ 有効期限到来前（2ヵ月前から申請可能）に更新の手続きが必要になります。

NHK放送受信料の減免（衛星放送を含む）

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

	区 分	要 件	利 用 方 法
全額免除	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者	世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合	① 障害福祉課・子ども福祉課で、証明書の交付を受ける。 ◆ 持参するもの 手帳、印鑑 ※ 市外から転入された場合は、世帯構成員全員の非課税証明書が必要（全額免除のみ）。
半額免除	・視覚・聴覚障がい者 ・重度の身体障がい者（1・2級の方）、重度の知的障がい者、重度の精神障がい者（1級の方）	世帯主で受信契約者の場合	② ①の証明書を下記へ提出（郵送可）。 <お問い合わせ先> NHKさいたま放送局 営業部 〒330-6020 さいたま市中央区新都心 11-2 L.A.タワー20階 TEL 048-600-6711 月曜～金曜日 10～17時（年末年始、祝日を除く）

NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

〈窓口〉 フリーダイヤル TEL 0120-104174(全国共通) FAX 0120-104134(全国共通)

日本電信電話株式会社が「ふれあい案内」として無料で番号案内のサービスを行っているものです。NTT支店・事業所で、事前の申込みが必要となります。

区 分	障がい程度
身体障害者手帳	視覚 1～6級、上肢 1・2級、体幹 1・2級、運動機能 1・2級 聴覚 2～4・6級、音声・言語・そしゃく機能 3・4級
療育手帳	㊤・A・B・C
精神障害者保健福祉手帳	1～3級
戦傷病者手帳	視覚 「特別項症～第6項症」 肢体不自由(上肢) 「特別項症～第2項症」 聴覚 「第2項症・第4項症」 音声・言語・そしゃく機能 「第1項症・第2項症・第4項症」

携帯電話料金の割引

〈窓口〉 携帯電話各社

手帳の交付を受けた方は、携帯電話各社の割引制度を利用することができます。割引内容は携帯電話各社により異なりますので、詳しくは携帯電話各社にお問い合わせください。

郵便料金の減免

〈窓口〉 お近くの郵便局

区 分	内 容	料 金
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの	無料（3kg以内）
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便（株）が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	無料（3kg以内）
定期刊行物の低料（第三種郵便物）	日本郵便（株）の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	第三種郵便物料金表による ・毎月3回以上発行する新聞紙 50g以内 8円 ・その他のもの 50g以内 15円

区分	内容	料金
心身障がい者用 ゆうメール	図書館（日本郵便（株）が定めて表示した条件を満たすものに限る）と身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書閲覧のために発受するものを運送する場合	心身障がい者用ゆうメール運賃料金表による
点字ゆうパック	大型の点字図書等を運送する場合	点字ゆうパック運賃料金表による
聴覚障がい者用 ゆうパック	日本郵便（株）の指定を受けた施設と聴覚障がい者との間においてビデオテープ、その他の録画物（DVD など）の貸出し又は返却のために運送する場合	聴覚障がい者用ゆうパック運賃料金表による (30kg 以下)

越谷市の公の施設使用料等の減額

下記の方は、越谷市の公共施設の使用料が半額（10 円未満切捨て）になります。

◆対象者

- (1) 手帳をお持ちの方、障がいのある方の介護者 1 人
- (2) 障がい者団体（事前に登録が必要です。詳細は障害福祉課にお問い合わせください。）
※ 団体構成員の過半数が障がい者又は障がい者を扶養する者で構成される団体が対象。

◆利用方法

施設の利用・申請時に、手帳を提示してください。また、介護者の方は現に付き添って介護している旨を申し出てください。障がい者団体に登録されている場合は、団体登録証を提示してください。※ 申請方法等の詳細については、直接施設へご確認ください。

◆対象施設（令和 5 年 4 月現在）

※ コピー機の使用料等、減額にならない料金もありますので、直接施設へご確認ください。

<集会施設・教育文化施設>

男女共同参画支援センター、越谷コミュニティセンター、市民活動支援センター、中央・北部市民会館、各地区センター・各公民館、各交流館、科学技術体験センター、大間野町旧中村家住宅、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅、日本文化伝承の館こしがや能楽堂、児童館コスモス

<スポーツ施設>

各市立体育館、北体育館（庭球場）、北越谷第五公園（野球場、洋弓場）、東越谷第二公園（庭球場）、越谷市民プール、市民球場、越谷総合公園（多目的運動場・庭球場）、越谷流通公園（サッカー場）、千間台第四公園（野球場）、大杉公園（野球場）、川柳公園（野球場・庭球場）、出羽公園（庭球場・相撲場）、しらこぼと運動公園（競技場・第 2 競技場・野球場・庭球場・ソフトボール場）、緑の森公園越谷市弓道場、平方公園（野球場・庭球場）

<公園施設>

日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、越谷アリタキ植物園の入場料

<駐車場>

越谷駅東口駐車場（定期利用を除く）、中央市民会館、市立病院

※ 駐車券を受付にお持ちください。

<その他>

しらこぼと水上公園・県民健康福祉村は県営施設のため、次ページの減免制度をご確認ください。

埼玉県の公の施設の使用料及び利用料金の減免

下記の方が県の施設を利用する場合に一部の利用料金等の減免をしています。

◆対象者

以下のいずれかの交付を受けている方または受給者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス、特定医療費(指定難病)、特定疾患医療、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、介護保険受給者(要介護又は要支援認定者)

※ 利用時や支払時に手帳や受給者証等の提示が必要となります。事前に施設にご確認ください。

◆対象施設及び減免となる料金

使用料等の名称	減額区分	内容等
埼玉県平和資料館利用料金	免除	
埼玉会館を利用する際の駐車場利用料金	免除	
埼玉県県民活動総合センターの以下の利用料金 イ トレーニング室利用料金 ロ 宿泊室宿泊料 ハ 駐車場利用料金	免除 減額 免除	宿泊料の2分の1に相当する額
彩の国さいたま芸術劇場駐車場利用料金	免除	
埼玉県県民健康福祉村の以下の利用料金 イ 屋内運動施設利用料金 ロ テニス場・ソフトボール場及び多目的運動場利用料金 ハ 更衣等施設利用料金	免除 免除 免除	
埼玉県都市公園条例で規定されている公園施設の以下の使用料金 イ 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、運動場、ソフトボール場、双輪場、屋内運動場、体育館、テニスコート、水泳競技場及び漕艇場の使用料又は利用料金 ロ イの運動施設以外の運動施設の使用料又は利用料金 ハ 茶室使用料又は利用料金 ニ こども動物自然公園の施設利用料金 ホ 水族館入館料 ヘ 所沢航空発祥記念館入館料 ト 駐車場使用料又は利用料金	免除 免除 免除 免除 免除 免除	詳細については、埼玉県公園スタジアム課にお問合せください
埼玉県立武道館使用料又は利用料金(占用以外の利用に限る)	免除	
埼玉県立近代美術館観覧料	免除	
さいたま文学館の以下の利用料金 イ 文学資料の観覧に係る料金 ロ 駐車場利用料金	免除 免除	
埼玉県立さきたま史跡の博物館観覧料	免除	
埼玉県立歴史と民俗の博物館観覧料	免除	
埼玉県立嵐山史跡の博物館観覧料	免除	
埼玉県立自然の博物館観覧料	免除	
埼玉県立川の博物館の以下の使用料 イ 観覧料 ロ 体験施設使用料又は利用料金 ハ 駐車場使用料又は利用料金	免除 免除 免除	
埼玉県げんきプラザの以下の使用料金 イ 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガローの使用料又は利用料金 ロ イに規定する利用施設以外の利用施設の使用料又は利用料金 ハ プラネタリウム館の入館料又は利用料金	減額 免除 免除	使用料又は利用料金の2分の1に相当する額
埼玉県環境科学国際センター入場料	免除	
さいたまスーパーアリーナ及びげんき広場を利用する際の駐車場利用料金	免除	24時間以内の利用に限る
彩の国ビジュアルプラザの以下の入場料及び使用料 イ 映像ミュージアム入場料 ロ 駐車場使用料	免除 免除	24時間以内の利用に限る
埼玉県産業技術総合センター駐車場使用料	免除	指定駐車場以外の利用に限る
埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設駐車場利用料金	免除	24時間以内の利用に限る
埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設自動車駐車場及び自転車駐車場利用料金	免除	指定駐車場以外の利用に限る

第12章 就労

越谷市障害者就労支援センター

〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6 ビジネスサポートセンター1階

TEL 967-2422 FAX 967-2433

障がい者の就労支援や職場実習体験などの相談を行っています。

◆開所日時

月曜～金曜日 8時30分～17時（年末年始、祝日を除く）

◆対象者

- (1) 市内在住の障がい者（難病や発達障がい等の方を含む）で就労支援を希望される方（障がいの種別・程度・年齢は問いません）
- (2) 障がい者を雇用している、又は雇用しようとしている企業等

◆主な事業内容

障がい者やその家族、障がい者を雇用する企業等に対して相談支援を行い、企業等での就労に向けて適切な訓練や支援が受けられるよう、また、継続して働き続けられるよう支援を行います。

※ 障害者就労支援センターは就職・求人の斡旋を行うのではなく、障がい者の就労を支援することを目的としていますので、公共職業安定所（ハローワーク）での登録は別に行ってくださいこととなります。

東部障がい者就業・生活支援センターみらい

〒340-0011 草加市栄町 2-1-32 ストック草加式番館 1階

TEL 048-935-6611(代) FAX 048-933-9632 e-mail sokamirai@crest.ocn.ne.jp

身体・知的・精神に障がいのある方、また難病や発達障がい等の医師の診断を受けた方で就職したい方、就職している方の就労活動支援や職場定着支援を行っています。

◆開所日時

月曜～金曜日 8時30分～17時（年末年始、祝日を除く）

◆対象者

越谷市・草加市・春日部市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町在住の障がいのある方、難病や発達障がいの方（障がいの種別・程度・年齢は問いません）

◆利用に関する注意点

初回相談（来所）には、予約が必要です。事前に電話、メール等で連絡してください。

併設している草加市障害者就労支援センターは、草加市在住の方のみ対象です。

越谷公共職業安定所（ハローワーク越谷）

〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6 TEL 969-8609(45#) FAX 969-8611

仕事を探している身体、知的、精神・発達障がい者、難病、高次脳機能障がい者などの方に対する職業相談・紹介、就職に必要な各種資格や職業訓練の相談等を行っています。

また、障がい者等の方を対象とした就職面接会の情報提供、関係機関と連携した就職・定着支援等を行っています。

国のセーフティネット機関として労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付の業務を行っています。

◆企業向け講座

主に企業で働く従業員の方を対象に、精神障がい・発達障がいに関し正しく理解していただく機会として、事業所に出向き出前講座「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を行っています。人事担当の方などからご依頼ください。

◆開所日時

月曜～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始、祝日を除く）

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター草加）

〒340-0034 草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3階

TEL 048-929-7600 FAX 048-929-7576（就労相談「ジョブセンター草加」）

TEL 048-929-7575 FAX 048-929-7576（就労移行支援事業「ウェルビー草加駅前センター」）

就労を希望する発達障がい者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までを提供します。ジョブセンターには就労移行支援事業が併設され、一体的な就労支援を提供しています。

◆開設日時

月曜～金曜日 10時～16時（年末年始、祝日を除く）

◆対象者

埼玉県に在住または在勤（在学も含む）の一般就労を希望する発達障がいのある方、またはその疑いのある方

国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 所沢市並木 4-2 TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

厚生労働省設置の施設で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、障害のある方々の自立に必要な職業指導や職業訓練など、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

〈窓口〉ハローワーク越谷 越谷市東越谷 1-5-6 TEL 969-8609(45#) FAX 969-8611

埼玉県立職業能力開発センター

〒331-0825 さいたま市北区榎引町 2-499-11

TEL 048-651-3122 FAX 048-651-3114 e-mail m513122@pref.saitama.lg.jp

求職者や在職者の方が就職やスキルアップなどに必要な技能・知識を身につけるため、職業能力開発促進法に基づいて設置された公共職業能力開発施設です。

障がいのある方向けの障害者委託訓練（パソコンや清掃、事務などの作業実習）や施設内訓練（サービス実務科、職域開発科）により、各種職業の基礎的業務のできる人材の育成を行っています。

◆開所日時

月曜～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始、祝日を除く）

◆対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等のある方（原則、手帳をお持ちの方）

東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1 TEL 042-341-1411 FAX 042-341-1451

障がいのある方々が、その能力に応じて技能と基礎知識を学び就職を目指す職業訓練施設です。

〈窓口〉ハローワーク越谷 越谷市東越谷 1-5-6 TEL 969-8609(45#) FAX 969-8611

埼玉障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260 e-mail saitama-ctr@jeed.go.jp

障がいのある方に対して、就職に関する相談、職場に定着するための援助、就職又は復職準備のための支援を行う機関です。このほか、事業主への支援、関係機関に対する助言・援助を行っています。

◆開設日時

月曜～金曜日 8時45分～17時（年末年始、祝日を除く）

◆対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等のある方

◆利用に関する注意点

相談を希望される場合には、事前に電話などで予約をお願いします。

越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと

〒343-0011 越谷市増林 5830-4

TEL 965-6594 FAX 965-6597（障害者就労訓練施設しらこぼと）

TEL 965-6541 FAX 960-5518（指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」）

障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う施設です。

◆休館日・休所日

- (1) 障害者就労訓練施設しらこぼと：国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
- (2) 指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」：土曜、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

◆開所時間

8時30分～17時

◆主な事業内容

- (1) 生活に関する相談 ※サービスの利用に係る相談もお受けしています。
- (2) 就労訓練に関する事業（就労を目指している方向けの講座やアセスメントなど）
- (3) 地域住民との交流に関する事業（障がいのある方が作成したアートの展覧会など）
- (4) 障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型及び就労定着支援事業）

第13章 教育

教育センター（教育相談）

〒343-0011 越谷市増林 3-4-1 TEL 962-9300 FAX 963-5025

子どもたちの健やかな成長を願って、市内在住、在学の4歳～中学3年生及びその保護者を対象とした、学校（園・所）生活上のさまざまな相談を行っています。お子さまのことで心配なことがありましたら、ご相談ください。

保育所・保育園・認定こども園・地域型保育・幼稚園

〈窓口〉 保育所・保育園・認定こども園・地域型保育については、**保育入所課**

TEL 963-9167 FAX 963-3987

幼稚園については、直接、各幼稚園にご相談ください。

特別支援学級等

〈窓口〉 越谷市教育センター TEL 962-3894

小学校や中学校の特別支援学級では、障がいのある子どもたちの障がいの状態等に応じた指導をするために、少人数で学級を編制しています。特別支援学級や通級指導教室などの制度の違いがありますので、詳しくは、お問い合わせください。

学 級	内 容	設置校
知的障害 特別支援学級	知的発達の遅滞があるため、他人との意思疎通に軽度の困難さがあり、日常生活を営む上で一部援助を必要とする子どもを対象とした学級です。 子どもたちの個々の障がいに目を向け、その特性等に十分配慮して、日常生活の自立を促し、集団参加の能力を高められるよう、様々な体験活動を通じた指導を行っています。	<小学校> 越ヶ谷小・大沢小・新方小・桜井小・大袋小・出羽小・蒲生小・大相模小・増林小・東越谷小・大沢北小・大袋北小・蒲生南小・平方小・大間野小・宮本小・西方小・鷲後小・千間台小・桜井南小・城ノ上小・蒲生小 <中学校> 中央中・東中・西中・南中・北中・栄進中・平方中・新栄中・大相模中
自閉症・情緒障害 特別支援学級	自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である子どもや、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である子どもたちを対象とした学級です。 各教科・領域の指導のほかに、個別指導や小集団での指導も取り入れながら、情緒の安定や円滑な対人関係を図ること、人とのやりとり、場に応じた適切な行動を身につけるための指導を行っています。	<小学校> 越ヶ谷小・大沢小・桜井小・大袋小・荻島小・出羽小・蒲生小・大相模小・南越谷小・東越谷小・大沢北小・大袋北小・蒲生南小・北越谷小・大袋東小・平方小・弥栄小・大間野小・宮本小・西方小・鷲後小・明正小・桜井南小・花田小・城ノ上小・蒲生小 <中学校> 中央中・東中・西中・南中・北中・北陽中・栄進中・武蔵野中・大袋中・新栄中・大相模中・千間台中

学 級	内 容	設置校
肢体不自由 特別支援学級	身体の障がいにより、日常生活において運動や動作に軽度の困難が見られる子どもを対象とした学級です。 子どもたちの個々の障がいに目を向け、その特性等に十分配慮して、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っています。	<小学校> 大沢北小
難聴・言語障害 通級指導教室	通常の学級に在籍し、おおむね学習活動への参加が可能な子どもで、難聴や吃音、構音障害等の障がいがある児童に対し、それらの課題に応じた適切な指導を行う教育形態です。 各教科等の指導は主として在籍している学級で行いつつ、週に1~4時間程度、特別の指導を通級指導教室において行います。	<小学校> 大沢小・蒲生小
発達障害・情緒障害 通級指導教室	通常の学級に在籍し、おおむね学習活動への参加が可能な子どもで、自閉症や情緒障害、LD、ADHD等の障がいがある児童生徒に対し、それらの課題に応じた適切な指導を行う教育形態です。 各教科等の指導は主として在籍している学級で行いつつ、週に1~4時間程度、特別の指導を通級指導教室において行います。	<小学校> 越ヶ谷小・大沢小・大袋小・出羽小・蒲生南小・桜井南小・蒲生小 <中学校> 北中・富士中・光陽中
病弱・身体虚弱 特別支援学級 (院内学級)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子どもに対して、学習の遅れが生じない様、必要な配慮を行いながら教育を行っています。入級には病状と医師の判断を伴います。入院ばかりではなく、通院の状況でも入級する場合があります。	<小学校> 東越谷小 <中学校> 東中 ※ 上記学校の特別支援学級分教室として、越谷市立病院内に院内学級を設置しています。

特別支援学校

〈窓口〉埼玉県 教育局 県立学校部 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第2庁舎 10階 TEL 048-830-6888

※ 入学や転学に係る相談、手続きは、越谷市教育センターが窓口となります。

特別支援学校では、幼、小、中、高等学校に準じた教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行うとともに、障がいの状態等に応じた教育を行っています。

区 分	内 容	設置部
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満の者や、視野が狭いなどの視覚機能に障がいのある子どもを対象とした学校です。 <幼稚部> 3歳から受け付けています。 <高等部> 普通科は3年。修了後、専攻科3年があります。専攻科では、理療科、保健理療科という職業専門教育を行っています。	幼稚部 小学部 中学部 高等部
聴覚障害	両耳の聴力レベル 60 デシベル以上の者のうち、補聴器等を使用しても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な子どもを対象とした学校です。 <幼稚部> 3歳から受け付けています(3歳児未満には、教育相談を行っています)。 <高等部> 普通科、産業工芸科等があります。また、専攻科があります。	幼稚部 小学部 中学部 高等部
病弱	国立病院機構東埼玉病院や県立小児医療センター、県立精神医療センターに入院している子どもたちのために、病気の状況に応じて、児童生徒の実態に配慮した学習支援を行っています。	小学部 中学部 高等部

区 分	内 容	設置部
肢体不自由	歩くことや身体を動かすことなどが難しい子どもを対象とした学校です。座位の保持や起立・歩行に関する動作、食事、衣服の着脱等の日常生活に関する動作等の改善・克服のための特別の指導をしています。さらに家庭や病院、施設などへ教員を派遣する「訪問教育」も行っています。	小学部 中学部 高等部
知的障害	知的発達に遅れがあり、人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難な子どもを対象とした学校です。食事や着替え、トイレ等日常生活を一人で行えるようにしたり、買い物や遠足等の具体的なことを通して、生活に必要なことを学んだり、働く意欲や態度等を身につけたりする指導をしています。	小学部 中学部 高等部

◆越谷市を通学区域に含む、県内の特別支援学校

区 分	学校名	所在地	電話番号
視覚障害	県立特別支援学校塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121
聴覚障害	県立特別支援学校大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町 2-68	048-663-7525
病弱	県立けやき特別支援学校	さいたま市中央区新都心 1-2	048-757-5501
	県立蓮田特別支援学校	蓮田市黒浜 4088-4	048-769-3191
肢体不自由	県立越谷特別支援学校	越谷市船渡 500	048-975-2111
知的障害	県立越谷西特別支援学校	越谷市西新井 850-1	048-962-0272
	県立草加かがやき特別支援学校	草加市松原 4-6-1	048-946-2131

◆知的障がいのある児童生徒の通学校区（中学校区により2つの通学校区に分かれる）

○県立越谷西特別支援学校（通学校区）

武蔵野中学校区の JR 武蔵野線より北側の区域・富士中学校区の JR 武蔵野線より北側の区域・中央中学校・東中学校・栄進中学校・新栄中学校・北陽中学校・平方中学校・千間台中学校・北中学校・大袋中学校・西中学校の校区

○県立草加かがやき特別支援学校（通学校区）

武蔵野中学校区の JR 武蔵野線より南側の区域・富士中学校区の JR 武蔵野線より南側の区域・南中学校・光陽中学校・大相模中学校の校区

※ 平成 31 年度からの通学区域の運用上の変更（高等部への進学）について

県立草加かがやき特別支援学校の通学区域である越谷市に在住する生徒のうち、高等部 1 年生から入学する生徒については、県立越谷西特別支援学校への入学となります。

第14章 住宅

重度身体障害者居宅改善整備費の支給

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

肢体に障がいのある方が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※ 「介護保険制度」や「日常生活用具の給付」で給付対象となる改修は対象外となります。また、改修内容などに制限がありますので、必ず改修前にご相談ください。

◆対象者

- (1) 越谷市内在住の下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、その部位の障がいの程度が1・2級の方
- (2) 世帯の最多収入者の前年分所得税が100,500円以下であること。

◆補助額

- (1) 補助対象者が属する世帯の者のうちに前年の所得による市町村民税が課されている者がいる場合 限度額240,000円
- (2) 補助対象者が属する世帯の者のうちに前年の所得による市町村民税が課されていない場合 限度額660,000円（生活保護受給世帯は780,000円）

※ 補助額については、改修金額や世帯の所得状況によって変わります。

◆申請に必要なもの

手帳、重度身体障害者居宅改善整備費計画書、見積書、図面、改修前の写真、支給対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額がわかる書類

※ 申請の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については、「資料編1,2ページ」をご参照ください。

県営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-12-10 TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町630 TEL 048-658-3017 FAX 048-642-6890

県営住宅への入居を希望される方は、毎年1月、4月、7月、10月に行っている定期募集に応募してください。県営住宅への入居予定者は、各定期募集期間後に行う公開抽せんにより決定しています。

申込者または同居者が下記に該当する場合には、一般の方よりも当選する確率が高くなります。

◆対象者

一般住宅、高齢者・障害者住宅、単身住宅、車いす住宅、単身車いす住宅に申込みをした場合

- (1) 身体障害者手帳1～4級の方
- (2) 療育手帳④・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方または精神障害1・2級の年金を受給している方

市営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 TEL 048-829-2873 FAX 048-825-1822

市営住宅への入居を希望される方は、毎年2月、6月、10月に行っている定期募集に応募してください。市営住宅への入居予定者は、各定期募集期間後に行う公開抽せんにより決定しています。

申込者または同居者が下記に該当する場合には、一般の方よりも当選する確率が高くなります。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳1級の方
- (2) 療育手帳④・Aの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

セーフティネット住宅

〈窓口〉 建築住宅課 TEL 963-9205

セーフティネット住宅は、高齢者、障がいのある方など、住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅として、登録された民間賃貸住宅です。

市では、登録された住宅の情報を広く提供し、住まい探いをサポートしています。

◆登録住宅

セーフティネット住宅情報提供システムホームページ

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

(こちらから登録している住宅を検索することができます。)

◆資料編◆

マイナンバーカード（個人番号カード）の使用について

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に一人ひとり異なる12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されました。平成28年1月以降、住民の皆様への年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの社会保障関係をはじめとする各手続きの際、マイナンバーの記入が必要となります。マイナンバーが記入されたカードは全住民の皆様へ送付される「通知カード」と申請された方のみが受け取ることができる「マイナンバーカード（個人番号カード）」（写真付）の二つがあります。

◆「通知カード」

紙製のカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバー（個人番号）が記載されます。顔写真は記載されません。

◆「マイナンバーカード（個人番号カード）」

ICチップのついたカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されます。本人確認書類として使用でき、今後様々なサービスに活用できるようになります。

（見本）



通知カード表面



通知カード裏面



マイナンバーカード表面



マイナンバーカード裏面

◆マイナンバー（個人番号）が必要となる手続き

具体的にどの手続きにおいてマイナンバーが必要となるのかについては、各章にてご案内します。マイナンバーを記入していただくときは、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、下記の書類を提示していただきます。

I ご本人様が来庁される場合

ア～ウのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。

※ 本人確認のためにいくつかの質問をさせていただきますことがあります。

本人確認		
	(1) 番号確認	(2) 身元確認
ア	マイナンバーカードの裏面	マイナンバーカードの表面
イ	<p>(下記の書類のうち、<u>いずれか1点</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通知カード（※） ●マイナンバーが記載された住民票の写し ●住民票記載事項証明書 <p>(※)デジタル手続きの通知カード廃止に関する規定が令和2年5月25日に施行されました。以下の場合には引き続き通知カードの利用が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードの記載事項が、住民票に記載されている事項と一致している場合。 ・令和2年5月25日までに記載事項に変更があったが、令和2年5月25日までに変更手続きがとられている場合。 	<p>●A (下記の書類のうち、<u>いずれか1点</u>)</p> <p>運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書等・官公署から発行、発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示などの措置が施されたもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）</p>
ウ		<p>●B (下記の書類のうち、<u>いずれか2点</u>)</p> <p>公的医療保険の被保険者証／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書／担当課から送付した通知／官公署又は個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者から発行、発給された書類その他これに類する書類（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）</p>

II 代理人が来庁した場合

アとイのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。

※ 本人確認のためにいくつかの質問をさせていただきますことがあります。

	(1) 本人の番号確認	(2) 代理人の身元確認	(3) 代理権の確認
ア	<ul style="list-style-type: none"> ●本人のマイナンバーカード又はその写し ●本人の通知カード 	<p>①法定代理人の場合 (親権者、成年後見人等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本その他その資格を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ●代理人のマイナンバーカード ●上記Aの書類のうち<u>いずれか1点</u> ●上記Bの書類のうち<u>いずれか2点</u>
イ	<p>又はその写し（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人のマイナンバーが記載された住民票の写し ●住民票記載事項証明書又はその写し 	<p>②任意代理人の場合 (法定代理人以外の代理人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人からの委任状 ●本人の身元確認書類 ●手続きをされる部署より送付した書類 	

手続きによっては、ここに記載されていない物が必要となる場合がありますので、必ず手続きに係る章をお読みいただくか、もしくは担当課にお問い合わせください。

身体障害者障害程度等級表

(太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。)

級 別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が6度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば小声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両肢のおや指を欠くもの 2 両肢のおや指の機能を全廃したものの 3 1肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を著しい障害したもの 4 1肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害したもの 5 1肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1肢の3指の機能を著しい障害したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1肢の3指の機能を著しい障害したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1肢の4指の機能を著しい障害したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 1下肢の健側と比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢の健側と比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したものの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障害	
7 級					1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1上肢のおや指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 1下肢の健側と比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備 考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。						

※ 7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象となりません。

		内部障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さとは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 7 下肢の長さとは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

障害者総合支援法対象疾病（難病等）一覧

障害者総合支援法の対象となる疾病一覧(366 疾病)

●令和3年11月より新たに対象となった疾病（6 疾病）○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	眼皮膚白皮症	127	混合性結合組織病
2	アイザックズ症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	128	聴耳腎症候群
3	I g A腎症	66	ギャロウエイ・モフト症候群	129	再生不良性貧血
4	I g G 4 関連疾患	67	急性壊死性脳症 ○	130	サイトメガロウイルス角膜炎内皮炎 ○
5	亜急性硬化性全脳炎	68	急性網膜壊死 ○	131	再発性多発軟骨炎
6	アジソン病	69	球脊髄性筋萎縮症	132	左心低形成症候群
7	アッシャー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	133	サルコイドーシス
8	アトピー性骨髄炎	71	強直性脊椎炎	134	三尖弁閉鎖症
9	アペール症候群	72	巨細胞性動脈炎	135	三頭筋素欠損症
10	アミロイドーシス	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	136	CFC症候群
11	アラジール症候群	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	137	シェーグレン症候群
12	アルポート症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	色素性乾皮症
13	アレキサンダー病	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	139	自己食空胞性ミオパチー
14	アンジェルマン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	140	自己免疫性肝炎
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	筋型糖原病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※） ●
16	イソ吉草酸血症	79	筋ジストロフィー	142	自己免疫性溶血性貧血
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クッシング病	143	四肢形成不全 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリオピリン関連周期熱症候群	144	システロール血症
19	1 p 36欠失症候群	82	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	145	シトリン欠損症
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クルーゾン症候群	146	紫斑病性腎炎
21	遺伝性ジストニア	84	グルコーストランスポーター1欠損症	147	脂肪萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症1型	148	若年性特発性関節炎
23	遺伝性肺炎	86	グルタル酸血症2型	149	若年性肺気腫
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クロー・深瀬症候群	150	シャルコー・マリー・トウス病
25	ウィーバー症候群	88	クローン病	151	重症筋無力症
26	ウィリアムズ症候群	89	クローンカイト・カナダ症候群	152	修正大血管転位症
27	ウィルソン病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	153	ジュベール症候群関連疾患
28	ウエスト症候群	91	結節性硬化症	154	シュワルツ・マンベル症候群
29	ウェルナー症候群	92	結節性多発動脈炎	155	徐波睡眠期持続性徐波を示すてんかん性脳症
30	ウォルフラム症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	156	神経細胞移動異常症
31	ウルリッヒ病	94	眼局性皮質異形成	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
32	HTLV-1 関連脊髄症	95	原発性局所多汗症 ○	158	神経線維腫症
33	A T R - X 症候群	96	原発性硬化性胆管炎	159	神経フェリチン症
34	A D H 分泌異常症	97	原発性高脂血症	160	神経有棘赤血球症
35	エーラス・ダンロス症候群	98	原発性側索硬化症	161	進行性核上性麻痺
36	エプスタイン症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ●
37	エプスタイン病	100	原発性免疫不全症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
38	エマヌエル症候群	101	顕微鏡的大腸炎 ○	164	進行性多巣性白質脳症
39	遠位型ミオパチー	102	顕微鏡的多発血管炎	165	進行性白質脳症
40	円錐角膜 ○	103	高 I g D 症候群	166	進行性ミオクローヌステんかん
41	黄色靭帯骨化症	104	好酸球性消化管疾患	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	大田原症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	169	スタージ・ウェーバー症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
45	オスラー病	108	後縦靭帯骨化症	171	スミス・マガニス症候群
46	カーニー複合	109	甲状腺ホルモン不応症	172	スモン ○
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	拘束型心筋症	173	脆弱X症候群
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症1型	174	脆弱X症候群関連疾患
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症2型	175	成人スチル病
50	家族性地中海熱	113	高チロシン血症3型	176	成長ホルモン分泌亢進症
51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体） ●	114	後天性赤芽球病	177	脊髄空洞症
52	家族性良性慢性天疱瘡	115	広範脊柱管狭窄症	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
53	カナバン病	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	179	脊髄髄膜瘤
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	抗リン脂質抗体症候群	180	脊髄性筋萎縮症
55	歌舞伎症候群	118	コケイン症候群	181	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
56	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	119	コステロ症候群	182	前眼部形成異常
57	カルニチン回路異常症	120	骨形成不全症	183	全身性エリテマトーデス
58	加齢黄斑変性 ○	121	骨髄異形成症候群 ○	184	全身性強皮症
59	肝型糖原病	122	骨髄線維症 ○	185	先天性異常症候群
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	123	ゴナドトロピン分泌亢進症	186	先天性横隔膜ヘルニア
61	環状20番染色体症候群	124	5p欠失症候群	187	先天性核上性球麻痺
62	関節リウマチ	125	コフィン・シリス症候群	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
63	完全大血管転位症	126	コフィン・ローリー症候群	189	先天性魚鱗癬

(※)新たに対象となる自己免疫性後天性凝固因子欠乏症は、対象疾病番号141(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性筋無力症候群	249	ドラベ症候群	308	閉塞性細気管支炎
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	250	中條・西村症候群	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症	251	那須・ハコラ病	310	ベージェット病
193	先天性腎性尿崩症	252	軟骨無形成症	311	ベスレムミオパチー
194	先天性赤血球形成異常性貧血	253	難治頻回部分発作重積急性脳炎	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
195	先天性僧帽弁狭窄症	254	22q11.2欠失症候群	313	ヘモクロマトーシス ○
196	先天性大脳白質形成不全症	255	乳幼児肝巨大血管腫	314	ペリー症候群
197	先天性肺静脈狭窄症	256	尿素サイクル異常症	315	ペレーシド角膜辺縁変性症 ○
198	先天性風疹症候群 ○	257	ヌーナン症候群	316	ペルオキシソーム病 (副腎白質シストロフィーを除く。)
199	先天性副腎低形成症	258	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連症	317	片側巨脳症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	259	ネフロン癆 ●	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
201	先天性ミオパチー	260	脳クレアチン欠乏症候群 ●	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
202	先天性無痛無汗症	261	脳髄黄色腫症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
203	先天性葉酸吸収不全	262	脳表ヘモジデリン沈着症	321	ホモシスチン尿症 ●
204	前頭側頭葉変性症	263	膿疱性乾癬	322	ポルフィリン症
205	早期ミオクローニ-脳症	264	嚢胞性線維症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
206	総動脈幹遺残症	265	パーキンソン病	324	マルファン症候群
207	総排泄腔遺残	266	パージャ-病	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
208	総排泄腔外反症	267	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症	326	慢性血栓性肺動脈高血圧症
209	ソトス症候群	268	肺動脈性肺高血圧症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	269	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	328	慢性睚炎 ○
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	270	肺胞低換気症候群	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
212	大脳皮質基底核変性症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	330	ミオクローニ-欠てんかん
213	大理石骨病	272	パッド・キアリ症候群	331	ミオクローニ-脱力発作を伴うてんかん
214	ダウン症候群 ○	273	ハンチントン病	332	ミトコンドリア病
215	高安静脈炎	274	汎発性特発性骨増殖症 ○	333	無虹彩症
216	多系統萎縮症	275	P C D H 19関連症候群	334	無脾症候群
217	タナトフォリック骨異形成症	276	非ケト-シス型高グリシン血症	335	無βリポタンパク血症
218	多発血管炎性肉芽腫症	277	肥厚性皮膚骨膜炎	336	メーブルシロップ尿症
219	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	337	メチルグルタコン酸尿症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	279	皮膚下硬塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	338	メチルマロン酸血症
221	多発性嚢胞腎	280	肥大大型心筋症	339	メビウス症候群
222	多脾症候群	281	左肺動脈右肺動脈起始症	340	メンケス病
223	タンジール病	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	341	網膜色素変性症
224	単心室症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	342	もやもや病
225	弾性線維性仮性黄色腫	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	343	モワット・ウイルソン症候群
226	短腸症候群 ○	285	非典型溶血性尿毒症症候群	344	薬剤性過敏症候群 ○
227	胆道閉鎖症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	345	ヤング・シンブロン症候群
228	遅発性内リンパ水腫	287	皮膚筋炎 / 多発性筋炎	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
229	チャーシ症候群	288	びまん性汎細気管支炎 ○	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
230	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群	289	肥満低換気症候群 ○	348	4p欠失症候群
231	中毒性表皮壊死症	290	表皮水疱症	349	ライソソーム病
232	腸管神経節細胞減少症	291	ヒルシュスブルグ病 (全結腸型又は小腸型)	350	ラスマッセン脳炎
233	TSH分泌亢進症	292	VATER症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
234	TNF受容体関連周期性症候群	293	ファイファー症候群	352	ランドウ・クレフナー症候群
235	低ホスファターゼ症	294	ファロー-四徴症	353	リジン尿性蛋白不耐症
236	天疱瘡	295	ファンコニ貧血	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	296	封入体筋炎	355	両大血管右室起始症
238	特発性拡張型心筋症	297	フェニルケトン尿症	356	リンパ管腫症/ゴ-ハム病
239	特発性間質性肺炎	298	フォンタン術後症候群 ○	357	リンパ管筋腫症
240	特発性基底核石灰化症	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	358	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
241	特発性血小板減少性紫斑病	300	副甲状腺機能低下症	359	ルビシユタイン・テイビ症候群
242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	301	副腎白質シストロフィー	360	レーベル遺伝性視神経症
243	特発性後天性全身性無汗症	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
244	特発性大腿骨頭壊死症	303	ブラウ症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
245	特発性多中心性キャッスルマン病	304	ブラダー・ウィリ症候群	363	レット症候群
246	特発性門脈圧亢進症	305	プリオン病	364	レノックス・ガストー症候群
247	特発性両側性感音難聴	306	プロピオン酸血症	365	ロスモンド・トムソン症候群
248	突発性難聴 ○	307	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

資料編

- ①「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成 27 年 1 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。
- ②「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレ症候群」「グルココルチコイド抵抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性 QT 延長症候群」「TSH 受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成 27 年 7 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。
- ③「正常圧水頭症」については令和元年 7 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

◆障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）

1 級	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9. 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11. 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>	

◆障害厚生年金の障害等級表

3 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる視覚障害 <ol style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの 2. 両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5. 一上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの 6. 一下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの 7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指以上を失ったもの 9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指の用を廃したもの 10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11. 両下肢の 10 趾の用を廃したもの 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	<p>(備考)1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</p> <p>3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>4. 趾の用を廃したものとは、第 1 趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第 1 趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p>

◆障害手当金に該当する障害の状態（障害厚生年金）

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力がそれぞれ 0.6 以下に減じたもの 2. 一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下若しくは両眼中心視野視認点数が 40 点以下に減じたもの 5. 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの 6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9. 脊柱の機能に障害を残すもの 10. 一上肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの 11. 一下肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの 12. 一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14. 一上肢の 2 指以上を失ったもの 15. 一上肢のひとさし指を失ったもの 16. 一上肢の 3 指以上の用を廃したもの 17. ひとさし指を併せ一上肢の 2 指の用を廃したもの 18. 一上肢のおや指の用を廃したもの 19. 一下肢の第 1 趾又は他の 4 趾以上を失ったもの 20. 一下肢 5 趾の用を廃したもの 21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	<p>(備考)1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</p> <p>3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>4. 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。</p> <p>5. 趾の用を廃したものとは、第 1 趾を末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第 1 趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p>

市内の施設

※ 最新の施設情報は、障害福祉課又は子ども施策推進課にお問い合わせください。もしくは、越谷市公式ホームページでご確認ください。越谷市公式ホームページのページ番号検索から下記ページ番号を検索するか、2次元コードを読み取って確認できます。

【越谷市公式ホームページ】 <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

◆指定障害福祉サービス事業所等・地域生活支援事業実施施設・その他の施設

対象サービス	市HP ページ番号	市HP 2次元コード
① 障害福祉サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、 生活介護、重度障害者等包括支援、短期入所、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、 共同生活援助 ②障害者支援施設（施設入所支援） ③相談支援事業所（一般・特定） ④地域活動支援センター ⑤生活ホーム	66205	
①障害児通所支援事業所 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 ②相談支援事業所（障がい児）	8526	
日中一時支援事業	54150	
移動支援事業	8611	
生活サポート事業	8602	



発行 越谷市（令和5年4月）
編集 越谷市福祉部障害福祉課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話 048-964-2111（代表）
048-967-5137／048-963-9164（直通）
F A X 048-963-9171
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>